

焼津市  
歴史民俗  
資料館  
報  
資  
年

令和3年度

36

## 令和3年度『年報36』

### 目次

<b>【1】施設の概要</b> .....	1
1 歴史民俗資料館	
2 大井川民俗資料保管庫	
<b>【2】展示事業</b> .....	2
1 常設展示室	
2 展覧会の開催	
<b>【3】教育・普及事業</b> .....	7
1 講演会、体験学習等の開催	
2 広報活動	
3 博物館実習生の受け入れ	
<b>【4】文化財保護事業</b> .....	15
1 埋蔵文化財の保護	
2 文化財の保護・顕彰事業	
3 指定文化財一覧	
<b>【5】利用者統計資料</b> .....	25
1 令和2年度利用状況	
2 履歴	
<b>【6】資料館の資料の動向</b> .....	32
1 資料の貸出し	
2 資料の提供	
3 資料の閲覧	
4 常設展示室の借用資料	
5 企画展の借用資料	
6 受贈資料	
7 受寄資料	
<b>【7】管理運営</b> .....	36
1 機構と職員（令和2年度）	
2 施設・資料管理	
3 令和2年度予算	
4 令和元年度決算	

# 1 施設の概要

## 1 歴史民俗資料館

先人が築き、伝え残してきた行事、歴史民俗資料、まちなみ等の貴重な文化遺産の保存・継承に努め、それらを活用した学習機会を提供している。

博物館法施行規則第 19 条による博物館相当施設（平成 2 年 3 月 27 日付指定番号 20 号）である。

### （1）施設概要

焼津市文化センターに設置されている。同センターは、焼津文化会館・歴史民俗資料館・焼津小泉八雲記念館・焼津図書館を有機的に一体化した複合施設で、学習・芸術・文化活動の総合的な拠点施設である。

**所在地** 〒425-0071  
静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地

**電話番号** 054-629-6847

**FAX 番号** 054-629-6848

**E-mail** rekimin@city.yaizu.lg.jp

**URL** <http://www.city.yaizu.lg.jp/rekimin/>

**開館時間** 午前 9 時～午後 5 時

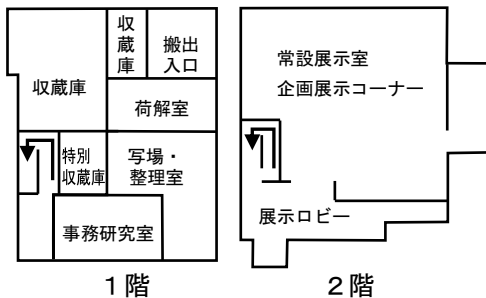
**休館日** 月曜日（祝休日の場合は翌平日）  
年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）  
臨時休館（燻蒸期間・展示替期間）

**入館料** 無料

**延床面積** 964.3 m<sup>2</sup>（1 階 496.8 m<sup>2</sup>、2 階 467.5 m<sup>2</sup>）

**内 訳** 1 階 事務・研究室 154.0 m<sup>2</sup>、  
収蔵庫 162.8 m<sup>2</sup>、荷解室 28.8 m<sup>2</sup>、  
廊下・倉庫等 151.2 m<sup>2</sup>  
2 階 常設展示室 341.9 m<sup>2</sup>、  
展示ロビー 94.2 m<sup>2</sup>、廊下等 31.4 m<sup>2</sup>

<平面図>



以下、焼津市文化センターとして

**敷地面積** 30,806 m<sup>2</sup>     **建築面積** 7,966 m<sup>2</sup>

**延床面積** 11,689 m<sup>2</sup>

**内 訳** 焼津文化会館 8,806.2 m<sup>2</sup>  
歴史民俗資料館 964.3 m<sup>2</sup>  
焼津小泉八雲記念館 496.0 m<sup>2</sup>  
焼津図書館 1,422.4 m<sup>2</sup>

**構 造** 鉄骨・鉄筋コンクリート造り、一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り

**駐 車 場** 500 台

### （2）沿 革

昭和 56 年 6 月 文化センター検討委員会設置

昭和 57 年 1 月 文化センター基本構想答申

3 月 文化センター建設委員会設置

昭和 57 年 12 月 文化センター基本設計完了

昭和 58 年 3 月 文化センター実施設計図完成

10 月 文化センター建設起工

昭和 60 年 3 月 文化センター竣工

6 月 28 日 歴史民俗資料館開館

資料館常設展示室入館者累計 (概ね 5 万人ごとの達成時期)		資料館事業総利用者累計 (概ね 10 万人ごとの達成年度)	
昭和 61 年 9 月	5 万人	昭和 62 年度	104,728 人
昭和 63 年 10 月	10 万人	平成 3 年度	203,990 人
平成 3 年 5 月	15 万人	平成 7 年度	324,898 人
平成 6 年 3 月	20 万人	平成 11 年度	415,839 人
平成 8 年 11 月	25 万人	平成 16 年度	507,718 人
平成 12 年 5 月	30 万人	平成 21 年度	606,335 人
平成 15 年 3 月	35 万人	平成 26 年度	702,669 人
平成 20 年 9 月	40 万人	常設展示室入館者に、企画展・特別展の入場者、体験学習、講演会等の参加者を加えた人数。	
平成 24 年 4 月	45 万人		
平成 27 年 10 月	50 万人		
平成 31 年 4 月	55 万人		

## 2 大井川民俗資料保管庫

昭和 62 年 3 月に旧大井川町の郷土資料保管庫として完成した。焼津市との合併後は、大井川民俗資料保管庫として主に大井川地区で収集された農具や民具などの民俗資料を保管し、1 年に 1 度特別公開するほか、見学申込みに随時対応している。

**所在地** 〒421-0205 焼津市宗高 909 番地の 1

**延床面積** 243.0 m<sup>2</sup>

**構 造** 地上 1 階、軽量鉄骨造

## 2 展示事業

### 1 常設展示室



受付付近から見た様子

歴史民俗資料館の常設展示室には、市内の遺跡から発見された土器や木製品などを展示する時代別コーナー、昔の生活道具を集めた民具コーナー、焼津の基幹産業である漁業の資料をまとめた漁業コーナー、そして第五福竜丸の被災を伝える第五福竜丸コーナーを設けている。昭和60年の開館から令和3年度までの常設展示室来館者は58万人を超え、多くの皆様にご来館いただいている。

平成23年2月、第五福竜丸を含む船体模型などの漁業資料が新たに加わり、常設展示室内を大幅に改装した。資料が充実した漁業コーナーは入口からも全体が見えるように拡張し、全長約6mの第五福竜丸船体模型を中央に配置している。

縄文時代から弥生、古墳時代を経て中世へと続く時代別コーナーでは資料を集約するなどして、時代を追って見学できるように配列している。古墳時代の遺跡として全国的に有名な宮之腰遺跡の復元住居は、展示室入口の正面からも見やすいように設置している。

その他、ギャラリーには、漁船の模型や昔の焼津魚市場のジオラマなどを展示している。また、焼津市史関連書籍や発掘調査報告書、花沢城「御城印」などを紹介・販売している。



通路のギャラリー

#### ① 歴史コーナー

##### 縄文時代（紀元前15世紀～紀元前3世紀）

縄文時代の人々は、山ではウサギやイノシシを捕まえ、ドングリやキノコなどを採集し、海や川、湖沼では魚類や貝類を獲り、自然の恵みと厳しさの中で生活していた。高草山麓の花沢の別所ノ段遺跡では黒曜石の矢じり、海岸部の弁天遺跡からは石剣が見つかっており、山の幸・海の幸に恵まれた人々の生活がしのばれる。

##### 弥生時代（紀元前3世紀～紀元後3世紀）

弥生時代、日本列島では本格的に稲作が始められた。人々は水田を造営するのに適した沖積平野を次々に開拓していき、私たちが住む大井川平野も2,000年前頃から開拓が始まった。その頃の大井川平野は、森林と湖沼が点在し、その間を縫うように小河川が網の目のように流れていた。策牛（むちうし）地区から藤枝市岡部町の三輪にかけて広がる清水遺跡からは、稲作に使ったと考えられる鍬や鋤などの農耕具、堅杵などの農具、その他手斧の柄などの工具、容器や杓子などの日用品、機織具、高床建物の柱や梯子などが数多く出土している。



遺跡地図と縄文・弥生時代コーナー

##### 古墳時代（4世紀～7世紀）

古墳時代では、西小川の小深田西遺跡（竪小路公園の西側）で4世紀の方形の墓が見つかり、水晶や翡翠の勾玉や銅鏡が出土している。また、高草山には主に6世紀から7世紀にかけて多くの古墳が造られており、笛吹段古墳群（坂本）や兎沢古墳群（野秋）には横穴式石室が現在も残っている。

この時代は平野の中央に多くの人が住み始め、4世紀の小深田遺跡（熊野神社周辺）、5世紀前半の大覚寺遺跡（八坂神社南側）、5世紀後半の宮之腰遺跡

(焼津神社周辺) などのように、規模の大きい拠点的なムラが出現し栄えた。



古墳コーナー

### 奈良・平安・鎌倉時代（8世紀～13世紀）

奈良時代に入ると法体系や中央と地方の行政組織が整備され、天皇中心の中央集権統治が行われた。中央と地方を結ぶ官道が造られ、官道の要所には駅を置き馬が常備され、休憩・宿泊施設が整備された。大井川平野には小川駅が置かれ、その場所は現在の西小川地区にある道場田・小川城遺跡付近である。遺跡からは、平安時代の銅印や陶器類が見つかった。また、大覚寺遺跡でも建物跡や陶器類を確認している。

鎌倉時代以降、日本の政治の実権は武家が掌握する。小川城遺跡には鎌倉時代、「七郎丸」と名乗る有力な在地御家人がいたようで、七郎丸と書かれた小皿などの陶器類が出土している。



中世コーナー

### 戦国時代（14世紀～16世紀）

戦国時代、山西と呼ばれた焼津市域は、駿河国と遠江国の境に位置し、今川氏、武田氏、徳川氏等による激しい戦いの舞台となった。こうした中、市内にも各

武将の拠点となる城が築かれた。令和3年度、こうした市内の城跡を紹介するコーナーを新たに設営した。法永長者と呼ばれた長谷川氏ゆかりの小川城、北条早雲の出世城と言われる石脇城、今川氏の内乱の舞台となった方ノ上城、武田氏対今川氏の激戦の地である花沢城、武田水軍の出城と考えられる当目砦といった城の歴史を中心に戦国時代の焼津について紹介している。



戦国コーナー

### ② 民具コーナー

市民の皆様から寄贈された資料を中心に、日用品、家具・調度品などを展示している。

戦後から昭和50年代を目安に、日本のどの家庭の台所にもあった懐かしい道具を中心に紹介した。展示では、「食べ物を保存する」「すくう・ふるう・おろす」「ご飯をたく」「焼く・煮る・調理する」のテーマごとに台所道具を展示している。

また、季節に合わせて「雛人形」や「五月人形」の展示も行っている。



民具コーナー

### ③ 漁業コーナー

駿河湾に面し、大井川の扇状地に位置する焼津は、古くから漁業を生業とし、海と共に歩んできた歴史がある。市内の遺跡からは、弥生時代に漁に使われたと考えられる漁具や古墳時代のカツオの骨が出土している。また、遠く平城京跡で発見された木簡からは、益頭郡でとれたカツオの加工品がはるばる都まで運ばれていたことがわかっている。

近代に入ると、焼津は、カツオ・マグロ漁の先進地として、重要な地位を占めるようになる。先人たちの努力によって、漁船は手漕ぎの八丁櫓から動力船へ、漁場は近海から遠洋へと変化し、焼津漁業は飛躍的な発展をとげる。また、鰹節に代表される水産加工技術の進展もめざましく、現在では、遠洋漁業と水産加工の街として、その名が全国に知られている。

このコーナーでは、「港周辺の風景」「カツオ漁・サバ漁など」「造船の道具」「古代の漁法」「いろいろな漁の道具・漁法」という5つのコーナーを設け、焼津漁業発展の中心地であった浜通りと港周辺の風景、カツオ漁をはじめとする焼津でおこなわれていた漁法や実際に使われていた漁具のほか、造船の道具などを紹介する。また、通路展示では、焼津で使用されていた船の模型のほか、実際に船で使われていた船箆やイカリなどの道具と大漁旗を展示している。



漁業コーナー

### ④ 第五福竜丸事件コーナー

1954（昭和29）年3月1日の早朝、焼津のマグロ漁船第五福竜丸は、ビキニ環礁北東の公海上でアメリカの水爆実験に遭遇した。長時間にわたり降り続いた放射能を帯びた灰により、乗組員は次々に発病し、第五福竜丸は全速で母港の焼津港に向かった。

帰港した乗組員は、全員急性放射能症と診断され、入院して治療することとなった。全国各地では、放射能汚染を受けた魚が水揚げされ、廃棄され、魚が売れなくなり、漁業界は大打撃を受けた。

また、放射能に汚染された雨が国内にも降り、国民は不安におびえた。同年9月23日、第五福竜丸の無線長だった久保山愛吉氏が、医師団の懸命の努力と家族や市民の願いもむなしく、不帰の人となった。他の乗組員が退院したのは、翌1955（昭和30）年5月20日のことであった。



第五福竜丸事件コーナー

## 2 展覧会の開催

協力者等の敬称は省略させていただきました。

### (1) 歴史民俗資料館

#### ① 企画展「きになる道具たち」

開催期間 2月6日(土)～5月23日(日)

開催日数 92日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 3,485人（4月以降は、2,004人）

内容 木は私たちの生活に欠かすことができない資源の一つで、市内では清水遺跡（策牛）や小川城遺跡（西小川）からたくさんの木製品が発見されている。大昔の人々が使った木製品は、通常ならそのまま朽ちてしまうが、湿地や地下水が豊富な場所であるとその水分のおかげで状態が良く残っていることがあり、市内ではこれらの低湿地の遺跡からの発見が多い。しかし、こうして発見された木製品はそのままの状態では腐敗や劣化、変形が進み展示はできない。このため、国・県からの補助を受けて必要な保存処理が実施されており、今回の企画を可能とした。

今回の企画展では、こうして保存処理を行った衣、食、農、工、呪いにまつわる中世以前の木製品とともに近現代の木製民具をあわせて展示し、その形や機能の変化を比較できるようにした。観覧

者からは、「当時に想像できる展示で、イメージが伝わった」「今回のきになる道具、面白かったです」などの感想が寄せられている。

**出品点数** 102点

**出品目録** ※すべて当館蔵

【清水遺跡出土】機織具3点、木の錘、杓子2点、高杯、とって付き容器、容器2点、タモ3点、釣竿、堅杵2点、鋤、鍬4点、鍬と柄、木ヅチ2点、火きり臼、剣形3点、舟形 【小川城遺跡出土】機織棒（糸巻）2点、糸巻、紡錘車、連歯下駄4点、指歯下駄3点、杓子3点、曲物（柄杓の水を汲む部分）2点、漆椀5点、折敷、箸、曲物、組み合わせ箱、まな板、蓋、鋤、木ヅチ、火きり臼2点、木釘2点、楔2点、舟形2点、鳥形、人形 【小深田遺跡出土】土垂 【宮之腰遺跡出土】土垂2点 【大覚寺遺跡出土】エブリ、矢形 【民具】機織機、ミシン台、糸杵、機織道具部品、くけ台、座繰り機、糸車、下駄、柄杓、しゃもじ、椀と膳、漆塗り菓子器、メンパ（弁当箱）、飯びつ、一升ます、蓋付き鍋、タモ、スコップ、エブリ、泥沓、平鍬、まんのう鍬、木ヅチ（ワラタタキ）、大祓形代、お守り、お伽犬・張子の犬、天児



## ②市制70周年記念「ヤイツ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」

**開催期間** 5月29日(土)～令和4年1月30日(日)

**開催日数** 192日(前期119日・後期73日)

**会場** 常設展示室

**入場料** 無料

**主催** 歴史民俗資料館

**観覧者数** 8,403人(前期5,257人・後期3,146人)

**内容** 企画展「ヤイツ・シネマパラダイス◆映画ポスターとまちの記憶」を開催した。本展は、焼津

市制70周年を記念して企画したもので、戦前から平成までの時代を象徴する映画ポスターのほか、焼津にあった映画館や関連資料を2期にわたり紹介した。

前期は「映画館の登場 芝居小屋から映画館へ」と題し、戦前から昭和34年までの映画のほか、「ゴジラと焼津の漁船第五福竜丸」「昭和のアニメ映画」の2つの特集コーナーを設けた。後期は、「娯楽の王様 まちに映画があふれたころ」と題し、昭和35年から平成元年までの映画のほか、「任侠映画の男たち」「80年代アイドル映画」の特集コーナーを設けた。また、前期、後期を通して、焼津にあった映画館に関連する資料と当時の街並みの写真を展示し、地域の暮らしの中に息づいていた在りし日の映画館の様子を紹介した。

アンケートの感想には、「焼津に映画館があった頃」を知っている方からの思い出や、当時を知らない方からの驚きの声などが多数寄せられた。加えて、会期中に企画展と連動して開催した2回の講座は、いずれも満席となり、大好評であった。焼津市民の皆様が、「映画」や「地域にあった映画館」というテーマへの関心が非常に高いことが伺えた。

**出品点数** 328点

(前期156点・後期172点\*全期間展示資料も有)

**出品目録** \*所蔵者名が無い資料は、当館蔵

◇前期◇映画ポスター46点、芝居小屋のチラシ21点、「明治大正焼津街並往来絵図」、スチール写真7点、外国映画チラシ・パンフレット10点、スチール写真郵送封筒2点、「焼津座プレスシート」2点、「焼津映画友の会ニュース」2点、東映映画まんがまつり割引券2点(個人蔵)映画館招待券3点(個人蔵)、スライド機、映画「第五福竜丸特別前売券」、映画「第五福竜丸」記念アルバム、「ゴジラ」シリーズチラシ・パンフレット5点、ゴジラ人形、アニメ映画チラシ・パンフレット15点(一部個人蔵)、隠し砦の三悪人優秀興業賞ブロンズ像、映写機部分、雑誌「映画情報」2点(焼津図書館)、メンコー式、映画手書き看板3点  
◇後期◇

映画ポスター53点、雑誌「映画情報」、スチール写真22点、外国映画パンフレット・チラシ8点、日本映画パンフレット・チラシ8点、「明治大正焼津街並往来絵図」、芝居小屋のチラシ8点、焼津の映画館名の入ったチラシ、焼津座名の入ったポスター、映画館招待券3点、東映まんが祭り割引券2点、スライド機、スチール写真郵送封筒2点、「焼津座プレスシート」

3点、「焼津映画友の会ニュース」2点、子ども映画祭りチラシ・パンフレット2点、「男はつらいよ」シリーズチラシ・パンフレット10点、80年代アイドル映画チラシ・パンフレット11点、隠し砦の三悪人優秀興業賞ブロンズ像、映写機部分、1990年代以降の映画パンフレット10点(個人蔵)、昭和通り商店のマッチ箱14点、映画手書き看板4点、映画人の色紙(中野昭慶氏、池田誠氏、佐藤袈裟孝氏)3点(個人蔵)



## ② 企画展 「祈りのかたち」

開催期間 2月5日(土)～7月3日(日)

開催日数 128日

会場 常設展示室

入場料 無料

主催 歴史民俗資料館

観覧者数 1,753人(3月末まで)

内容 コロナ禍において誰もが無病息災を祈る中、いまいちど様々な時代の人々の祈りのかたちを紹介したいと考え、祈りをテーマとした展示を企画した。また、展示資料は当館でお預かりしている寄託資料と近年ご寄贈いただいた新収蔵資料を中心としたものである。内容としては、古来、呪術的な力を持つとされたまがたまや銅鏡、寺院に奉納された絵馬、江戸時代に行われた巡礼の記録をはじめ、祭祀で用いられた衣装や戦時中の信仰を示す資料など様々な資料を紹介している。来館者からは「もっと焼津の信仰の歴史を知りたくなった」「絵馬がとても印象に残ります」「歴史、仏像に触れられてよかった」などの感想が寄せられている。

出品点数 60点

出品目録

鬼神面3点、獅子面、男面(以上5点大井八幡宮蔵)、

勢岩寺の弘法大師像(勢岩寺蔵)、大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王像(以上2点 大日堂蔵)、猪之谷神社の六鈴鏡(猪之谷神社蔵)、香集寺の絵馬、弘徳院の絵馬(以上2点弘徳院蔵)(以上6点当館寄託)、万民八重垣守護尊神像(個人蔵)、小深田型石製垂れ飾り、小深田西1墳出土まがたま2点、笛吹段19号墳出土まがたま、箕沢1墳出土まがたま3点、小深田西1墳出土管玉、笛吹段19号墳出土管玉2点、箕沢1墳出土管玉、笛吹段19号墳出土切子玉、往来手形之事、熊野三社御札、豆卷子(経典)、阿弥陀如来像、笈、内厨子・阿弥陀三尊像、シヨッコ、万燈花のシヨッコ、一文字笠、草履、鉢巻4点、獅子頭、庚申講の道具一式、成田山「不動明王像」、水天宮御祭神「安徳天皇像」、鳥形、舟形、人形、大祓形代、飯淵不動尊御札、山住神社御札、施餓鬼旗、底抜けの柄杓、天児、お伽犬、張り子の犬2点、熊野神社お守り2点、藤守大井八幡宮お守り、千人針2点、寄書国旗2点(以上48点当館蔵)



## (2) 大井川民俗資料保管庫

### ① 通常公開

大井川民俗資料保管庫では申し出に応じて施設の公開、保管資料の説明を実施している。

令和3年度は、1団体61人が見学した。

### ② 特別公開

文化財保護強調週間と大井川商工祭りの開催に合わせて例年特別公開を開催していたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染予防対策として関連行事が中止されたことに伴い、特別公開を中止した。



### 3 教育・普及活動

#### 1 講演会、体験学習等の開催

令和3年度の開催回数は合計18回（講演会・講座2回、体験学習7回、出張講座9回）、参加者は合計722人である。なお、新型コロナウイルス感染予防対策として消毒やマスク着用、検温等の対策を徹底したほか、参加者数を通常の半数程度に抑制して実施した。

##### （1）講演会・公開講座 計121人

##### ① 企画展関連講座1

##### 「思い出のスクリーンミュージック ♪洋画編」

**講師** 小澤正人さん（映画解説者）  
**開催日時** 12月4日（土） 午後2時～4時  
**開催会場** 焼津文化会館3階会議室  
**聴講者数** 56人  
**聴講料** 無料  
**主催** 歴史民俗資料館  
**内容** 企画展「ヤイヅ・シネマパラダイス」関連講座の第1弾を開催した。講師に映画解説者として大人気の小澤正人さんをお迎えし、「シーン」「ひまわり」など、懐かしい洋画作品10本の名シーンと音楽をご紹介いただいた。講師のユーモアあふれる解説で、笑いあり、涙ありのあつという間の2時間となり、参加者からは、「素晴らしい時を過ごしました」「またの機会を期待しています！」など、好評の声が寄せられた。



##### ② 企画展関連講座2

##### 「映画主題歌で蘇る 日本映画黄金時代」

**講師** 小澤正人さん（映画解説者）  
**開催日時** 1月15日（土） 午後2時～4時  
**開催会場** 焼津文化会館3階会議室  
**聴講者数** 65人  
**聴講料** 無料  
**主催** 歴史民俗資料館  
**内容** 企画展「ヤイヅ・シネマパラダイス」関連講座の第2弾を開催した。講師には第1弾に引き続き、映画解説者の小澤正人さんをお迎えした、「有楽町で逢いましょう」「いつでも夢を」など、往年の日本映画のワンシーンのほか、映画製作や俳優のエピソードなども紹介され、会場はおおいに盛り上がった。参加者からは、「青春時代を思い出し、若返りました」「涙がでるほど楽しかった！」などの感想とともに、次回の開催を待ち望む声が多く寄せられた。



##### （2）体験学習（伝統文化子ども教室）

計63人

##### ① セタかざりをつくろう

**開催予定日** 7月3日（土）

※大雨警報発令のため中止

##### ② 水でっぼうをつくろう！

**講師** 竹内英夫さん、嶋谷昇さん

**開催日** 7月24日（土）

午前の部…午前10時～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

**開催会場** 焼津文化会館 3階会議室、清見田公園

**参加者数** 30人

**参加費(材料費)** 200円

**内 容** 毎年好評の水でっぼう作りの教室は今年も定員を超える申し込みを得て、盛況であった。参加者たちは、慣れないノコギリを使いながら一生懸命に竹を切って水でっぼうを完成させていった。最後は清見田公園に移動して、試し打ちを行った。木についているセミの抜け殻などを的にして、楽しそうに遊んでいた。



### ③ まがたまをつくろう！①

**開催予定日** 8月21日(土)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ④ 石器時代にタイムスリップ！

**開催予定日** 10月9日(土)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### ⑤ ミニ門松をつくろう！

**講 師** 嶋谷昇さん、竹内英夫さん

**開催日時** 12月24日(金)

午前の部…午前9時30分～11時30分

午後の部…午後1時30分～3時

**開催会場** 焼津文化会館 3階会議室

**参加者数** 33人

**参加費(材料費)** 500円

**内 容** お正月を飾るミニ門松を作る教室を開催した。毎年好評の人気教室であり、今年も多くの参加者を得た。参加者は竹を切ったり、縄を結ぶ作業に苦戦しながら、松や梅を飾り付けていき、思い思いの門松を完成させることができた。



### ⑥ まがたまをつくろう！②

**開催予定日** 2月13日(日)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### (3) 体験学習(史跡めぐり) 計62人

#### ① 和田浜～小川の自然・歴史散策

(路線バスに乗って地域再発見の旅)

**開催日時** 5月29日(土) 午前8時30分～12時30分

**参加者数** 15人

**参加費(バス運賃)** 460円

**主 催** 道路課、歴史民俗資料館

**主な見学場所** 三葉神社、波除地藏、水天宮、信香院内

**内 容** 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、和田浜海岸から小川港までの間の自然地形を見ながら、三葉神社、水天宮、信香院などの周辺史跡を巡った。あまり知られていない穴場スポットが多いコースであったため、参加者からは「普段見過ごしている史跡がわかってよかった」「新発見があって楽しかった」など好評の声が多く寄せられた。



## ② 小川と浜通りの歴史探訪 (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 10月30日(土)午前8時～12時30分

参加者数 15人

参加費(バス運賃・施設見学料) 500円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 海蔵寺、永豊寺、光心寺、帆や(旧服部家)、八雲滞在の家跡

内容 自主運行バスを利用した史跡めぐりを開催した。参加者は、途中自主運行バスを利用しながら、小川地区から浜通りまでを歩き、海蔵寺や永豊寺などの寺院や焼津の水産翁ゆかりの帆や(旧服部家)、小泉八雲ゆかりの史跡を巡った。新たに改修された帆やでは見学した後に、お茶を飲みながら休憩する時間も設け、参加者からは「きれいにリノベーションされていて感心しました」など好評の声が多く寄せられた。



## ③ 花沢周辺の歴史探訪

開催日時 11月25日(木)午前9時～午後2時30分

参加者数 14人

参加費 無料

主催 歴史民俗資料館

主な見学場所 花沢城跡、諏訪八幡神社、鳴沢不動尊、花沢地区ビジターセンター、法華寺

内容 花沢地区周辺の史跡巡りを開催した。参加者は、戦国時代に今川方と武田方の激戦地となった花沢城跡や花沢城に籠城した武将所縁の諏訪八幡神社などの史跡を巡った。また、伝統的建造物群保存地区である花沢の里や同地内に令和3年度に新たにオープンした花沢地区ビジターセンター、市内唯一の天台宗寺院である法華寺なども見学し

た。法華寺では普段入ることのできない本堂内も拝観させてもらい、参加者からは「大変勉強になりました」「法華寺の仏像を拝むことができてよかった」など好評の声が多く寄せられた。



## ④ 大井川左岸の歴史探訪 (自主運行バスに乗って地域再発見の旅)

開催日時 3月25日(金) 午前9時～午後1時

参加者数 18人

参加費(バス運賃) 400円

主催 道路課、歴史民俗資料館

主な見学場所 相川の川除地蔵、軽便鉄道軌道跡、盤石寺、長徳寺、イボ取り地蔵

内容 自主運行バスを利用した史跡巡りを開催した。参加者は、大井川に沿って相川から飯淵まで歩き、川除地蔵や下瀬超え跡など大井川に関連する史跡や多くの文化財を所蔵する盤石寺や長徳寺などの寺院を見学した。参加者からは「知らないことを勉強でき、ウィーキングもかね楽しかった」「地元に住んでいて知らないことがあり、勉強できました」等、好評の声を多く得た。



#### (4) 体験学習(古文書講座) 計15人

講師 青木茂久さん(元中学校教諭、焼津市古文書自主講座主催)

開催日時 12月14日(火) 9時30分～11時

開催会場 焼津小泉八雲記念館多目的室

参加者数 15人

聴講料 無料

主催 歴史民俗資料館

内容 資料館では、3,000点以上の近世文書を所蔵している。これら資料の解説を進めるとともに、市民の方に地域の歴史に興味を持っていただく機会として、本講座を計画した。テキストには、坂本地区に残る江戸時代の古文書を使用した。参加者は、講師から、江戸時代の焼津の歴史や古文書を読み解くポイントなどを学び、当時の人たちの暮らしに思いをめぐらせた。

なお、本講座は、4回連続講座として企画したが、新型コロナウイルス感染症拡大のため、第2回～第4回は、中止とし、令和4年4月に振替講座を開催した。



#### (5) 体験学習(クイズラリー) 計796人

開催日時 通年実施 午前9時～午後4時

参加者数 延べ796人(クイズラリーの参加者)

内容 クイズを解きながら展示室を見学して回することで、楽しく学習する「ラリー形式」のイベントである。平成14年度より継続して開催している。クイズの問題は年齢を問わず小さな子供でも参加できる「たんけんクイズ」と小学生から一般社会人向けの「なぞときクイズ初級・上級」の3つのコースがあり、いずれも展示資料から出題する。クイズを1枚クリアするごとにスタンプカードに押印、スタンプを2つ集めるごとにオリジナルマグネッ

トもしくは記念品を贈呈する。オリジナルマグネッは参加者に関心をもってもらえるように、展示品や收藏品、市公式キャラクターやいちゃんをモチーフにしたものなどを作成し、人気を博した。

#### (6) 体験学習(焼津市文化センターゴールデンウィークスペシャルイベント) 計676人

##### ①「やいちゃんからの挑戦状」

開催日 4月29日(木)～5月9日(日)

各日午前9時～午後5時

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 676名

内容 ゴールデンウィーク期間に、文化センター全体を会場とした2種類の謎解きゲームを開催した。参加者は、ヒントをもとにキーワードを持ったやいちゃんを探す初級編とクイズに答えてキーワードを集める上級編に挑戦し、文化センター内の4つの施設を回りながら問題に解いていった。誰でも自由に、どの施設からでも参加できる形式をとり、期間中に多くの参加者を得ることができ、センター内の施設を知ってもらう機会となった。



##### ②「バックヤードツアー」

開催日 5月1日(土)、5月5日(水)

各日午前10時30分～午後11時30分

開催会場 焼津市文化センター

参加者数 18名

内容 ゴールデンウィーク期間に、文化センター内にある3館の裏側と仕事を紹介するバックヤードツアーを開催した。参加者は、普段は見ることのできない文化会館のステージ裏や音響室、資料館の収蔵庫などを見ながら、職員の仕事内容など

を知ることができた。また、焼津市のマスコットキャラクターやいちゃんとの記念撮影も行い、好評を得た。



- ⑦ 花沢地区(対象：市内幼稚園児・保護者)  
開催日 11月27日 参加者数 40人
- ⑧ 焼津公民館(対象：NPO法人浜の会会員)  
開催日 12月7日 参加者数 20人
- ⑨ 港公民館(対象：講座生)  
開催日 12月9日 参加者数 30人

#### (7) 資料館職員出張講座 計 460人

資料館では焼津市の歴史文化の啓発に努めるべく、職員を派遣しての出張講座を実施している。令和3年度は、公民館や大学などからの申し込みに応じて9回の講座等を行い、延べ人数 460人の参加者を得た。今後とも館外での周知活動を積極的に行っていく予定である。

- ① 静岡福祉大学(対象：学生)  
開催日 4月20日 聴講者数 180人
- ② 大村公民館(対象：講座生)  
開催日 4月21日 聴講者数 30人
- ③ 静岡文化芸術大学(対象：学生)  
開催日 5月7日 聴講者数 20人
- ④ 東益津公民館(対象：講座生)  
開催日 11月12日 聴講者数 30人
- ⑤ 和田公民館(対象：講座生)  
開催日 11月17日 聴講者数 30人
- ⑥ 静岡福祉大学(対象：学生)  
開催日 11月24日 聴講者数 80人

## 2 広報活動

### ① 資料館だよりの発行

歴史民俗資料館の活動内容を広く市民に知らせるため、「資料館だより」を発行している。

令和3年度は「106号」「107号」「108号」を発行した。

紙面の主な内容は催し物の開催案内や活動報告である。企画展や講座・講演会、体験教室などの活動の様子、参加者の声などを写真とともに紹介している。

また、花沢地区に完成したビジターセンターを紹介する記事などを掲載した。

### ② 焼津市歴史民俗資料館ホームページ

市のホームページに、歴史民俗資料館の利用案内をはじめ、催し物の開催案内、刊行物や焼津市史関連書籍の案内、文化財などの歴史文化の紹介、資料館だよりなどを掲載している。

刊行物は、これまでに開催した特別展や企画展の図版、発掘調査報告書などである。焼津市史関連書籍については、市史編さん事業の概要と書籍の紹介及び販売案内を掲載している。

文化財などの歴史文化を紹介するページでは、指定文化財や地域に伝わる昔話、方言などを紹介している。

また、整備が進む「花沢城」「石脇城」など市内の山城や、花沢の里に完成した「花沢地区ビジターセンター」を紹介するページを新たに作成した。

### ③ 年報の発行

前年度の事業をまとめた『年報』を発行している。

令和3年度は、令和元年度の実績をまとめた『年報35』を令和3年6月に発行した。

なお、『年報』はデータ版として市ホームページの歴史民俗資料館内に掲載している。

### ④ ポスター・ちらしの発行

各種催し物の開催にあたっては、広く市民に知らせるため、広報用ポスターやちらしを作成し、配布している。

配布先は、市内の幼稚園・保育園・小学校・中学校などの教育施設や、公民館・図書館・文化会館・ディスカバリーパーク焼津などの公共施設である。

また、企画展の開催時には、県内の博物館施設をは

じめ、市内の駅や宿泊施設、金融機関、店舗などにもポスターの掲示やちらしの配布について依頼し、より多くの方へ周知を図っている。

### ⑤ SNSを活用した情報発信

展示やイベントの開催案内、事業の実施状況など、SNSを活用し情報発信を行った。

平成30年度にアカウントを作成したFacebookは、フォロワー数の増加を目指した。親しみを感じていただけるよう、文面を口語にして絵文字や顔文字も多用し、キャラクター「れきみん」を登場させ、歴史好きな「れきみん」が語り掛けるスタイルを定着させた。題材を広げ、投稿数を増やしたこともあり、フォロワー数を伸ばすことができた。

市内の史跡や歴史・民俗を紹介する投稿を増やした一方、活動の中で今まで注目されることのなかった「文化財清掃」や「クイズラリー」にもスポットを当て、市民からコメントの投稿をいただけるなど反響があった。今後は、昔話や地名などの題材をシリーズ化して定期的に発信するなど手法と題材に工夫を加え、バリエーションに富んだ情報を発信していく予定である。

## 3 博物館実習生の受け入れ

歴史民俗資料館では、大学で学芸員資格の取得を目指す学生を博物館実習生として夏季期間に受け入れている。令和3年度は前期1名、後期4名の実習生を受け入れた。後期は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が県内外に発令されたため、夏季期間の実習を延期し、11月23日から28日までの6日間に実習生を受け入れた。当館主催の史跡めぐりの補助や資料登録・整理事業の実習、テーマに沿った展示レイアウト案の作成などを行った。来年度以降も夏季期間に実習生を受け入れる計画である。









## 4 文化財保護事業

### 1 埋蔵文化財の保護

令和3年度の埋蔵文化財調査は、開発行為に伴う28件の埋蔵文化財の調査を実施した。

内訳は、発掘調査及び工事立会2件、工事立会25件、慎重工事指示1件（文化財保護法第93条27件、同第94条1件）である。すべての地点で遺構、遺物は確認されなかった。

#### （1）発掘及び工事立会指示

##### ① 文化財保護法第93条

確認箇所 2遺跡 2箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
坂本遺跡	1件
越後島遺跡	1件

#### （2）工事立会指示

##### ① 文化財保護法第93条

確認箇所 14遺跡 27箇所

確認結果 全ての遺跡で遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
坂本遺跡	2件
越後島遺跡	1件
落合遺跡	3件
牛田遺跡	1件
道下遺跡	4件
塩津古墳群・道下遺跡	2件
蛭田遺跡	4件
宮之腰遺跡	1件
南屋敷遺跡	1件
須賀遺跡	1件
小深田遺跡	1件
藤守遺跡	4件
清水遺跡	1件
田中城遺跡	1件

##### ② 文化財保護法第94条

確認箇所 1遺跡 1箇所

確認結果 遺構、遺物は確認されなかった。

遺跡名	箇所
宮之腰遺跡	1件

#### （3）慎重工事指示

確認箇所 2遺跡 1箇所

確認結果 遺構、遺物は確認されなかった。

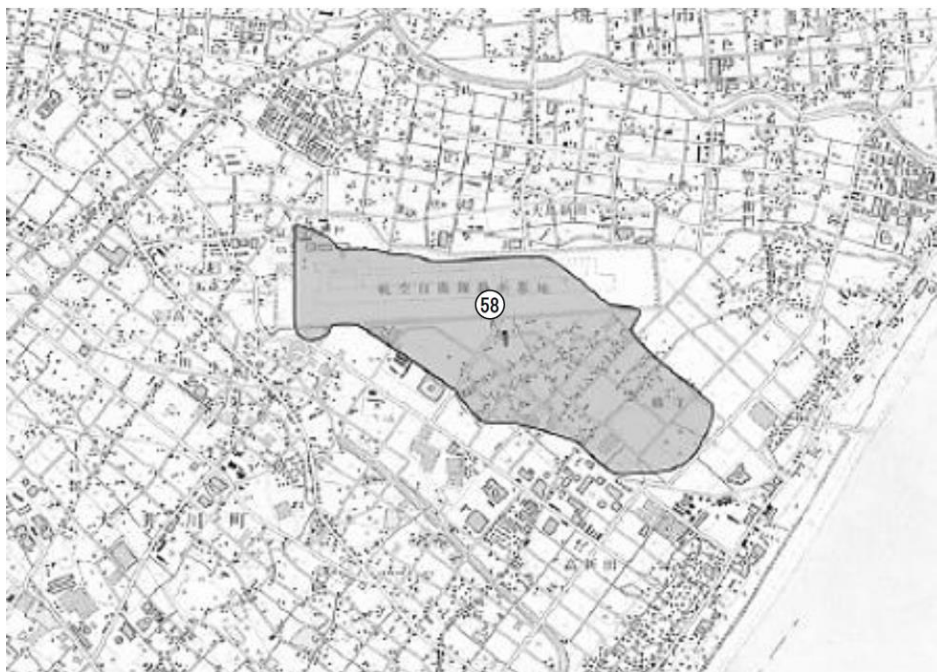
遺跡名	箇所
道場田・小川城遺跡	1件

埋蔵文化財包蔵地（焼津地区）



## 埋蔵文化財包蔵地（大井川地区）

### 埋蔵文化財包蔵地一覧



No.	名称	時代	No.	名称	時代
1	狼煙山古墳	古墳(後)	31	谷山古墳群	古墳
2	別所ノ段遺跡	縄文	32	方ノ上遺跡	古墳、中世
3	別所古墳	古墳(後)	33	石脇城跡	室町
4	吉津古墳群	古墳(後)	34	山崎古墳群	古墳
5	向山古墳群	古墳(後)	35	越後島遺跡	奈良
6	兎沢古墳群	古墳(後)	36	中里遺跡	鎌倉
7	沢添古墳	古墳(後)	37	当目砦跡	戦国
8	筏場古墳群	古墳(後)	38	大覚寺遺跡	古墳～近世
9	上屋敷古墳群	古墳(後)	39	落合遺跡	
10	方ノ上城跡	室町	40	牛田遺跡	奈良
11	方ノ上(七谷)経塚	中世	41	中港北遺跡	弥生、古墳
12	方ノ上古墳	古墳(後)	42	中港遺跡	弥生
13	荒芝古墳群	古墳(後)	43	弁天遺跡	縄文
14	下権現古墳	古墳	44	堤添遺跡	古墳、中世
15	笛吹段古墳群	古墳(後)	45	塩津古墳群	古墳(後)
16	上ノ山古墳群	古墳	46	道下遺跡	古墳～室町
17	高崎古墳群	古墳	47	道添遺跡	古墳～室町
18	花沢城跡	戦国	48	蛭田遺跡	奈良
19	保録ヶ谷古墳群	古墳	49	宮之腰遺跡	古墳～室町
19-2	保録ヶ谷遺跡	古墳～中世	50	南屋敷遺跡	古墳～室町
20	奥屋敷古墳群	古墳(後)	51	須賀遺跡	古墳
21	山田屋敷跡	中世	52	赤塚遺跡	古墳
22	宮腰古墳群	古墳(後)	53	小深田西遺跡	古墳
23	奥之谷古墳	古墳	54	小深田遺跡	古墳
24	坂本遺跡	古墳	55	道場田遺跡	弥生～室町
25	東海道古墳群	古墳	56	小川城遺跡	古墳～室町
26	宮ノ久保古墳群	古墳(後)	57	金鋼作遺跡	弥生、古墳
27	笥沢古墳群	古墳	58	藤守遺跡	縄文～近世
28	風尾遺跡	弥生～中世	59	清水遺跡	弥生、奈良
29	宮山古墳	古墳	60	田中城跡	中世・近世
30	谷崎古墳群	古墳			

## 2 文化財の保護・顕彰事業

### (1) 文化財保護審議会の開催

焼津市文化財保護審議会の委員数は9人である。  
令和3年度は3回の審議会を開催した。

#### 焼津市文化財保護審議会委員名簿

(任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日)

	氏名	分野
会長	田中 祥朗	郷土史
副会長	増田 俊彦	動植物
委員	八木 勝行	史跡・考古資料
	掛斐 洸	水産加工
	近藤 道子	郷土史
	新井 真	建造物
	川口 円子	民俗
	外立 ますみ	民俗
	矢澤 和宏	歴史地理・民俗

#### 審議会の開催と内容

開催日	内容
8月5日 (木)	【議事】 ①令和3年度事業計画について ②文化財保存活用地域計画についてについて
12月15日 (水)	【議事】 ①文化財保存活用地域計画について ②展示会の視察「歴史民俗資料館常設展示の見学と解説」
書面協議 (書面送付 3月20日)	【議事】 ①令和3年度事業報告と令和4年度事業計画について ②文化財保存活用地域計画について

### (2) 文化財保存活用地域計画の作成

焼津市内の文化財の保存・活用に関する総合的な計画として、基本的な方針や活動内容を明示する「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた作業を実施した。令和3年度は協議会を立ち上げ、計3回の協議会を開催。素案作成のための協議を実施した。

なお、計画については令和4年度に国へ認定申請する計画である。

#### 協議会の開催と内容

開催日	内容
7月16日 (金)	【議事】 ①作成趣旨説明及び作成体制と今後のスケジュールについて ②市内文化財についてについて ③骨子案について
11月26日 (金)	【議事】 ①文化庁調査官現地指導について ②地域計画の基本理念等について ③地域計画構成案について ④今後のスケジュールについて
書面協議 (書面送付 3月17日)	【議事】 地域計画案の確認について

### (3) 指定文化財等の保護及び顕彰

#### ① 指定文化財等

市指定文化財 59件 (令和4年3月31日現在)

区分	件数	内訳
① 有形文化財	42	
		1 建造物 12
		2 美術工芸品 30
		絵画 6
		彫刻 5
		工芸品 8
		書跡 2
		古文書 7
		歴史資料 1
		考古資料 1
② 無形文化財	3	
③ 有形民俗文化財	3	
④ 無形民俗文化財	1	
⑤ 史跡	7	
⑥ 天然記念物	3	

#### その他の文化財

区分	件数
国指定 重要文化財	2
県指定文化財	5
国選定 重要伝統的建造物群保存地区	1
国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2
国の登録有形文化財(建造物)	3

## ② 環境整備事業（文化財清掃）

毎月2回程度、市内の史跡、遺跡等において、除草作業や通路の整備などを行っている。令和3年度については、計19回の文化財清掃を実施した。

実施場所は、兎沢古墳群、笈沢古墳群、笛吹段古墳群、石造り波除け堤防モニュメント、小泉八雲諷詠之碑（浜通り）、史跡「井伊直孝産湯の井」、石脇城跡、花沢城跡などである。石脇城跡、花沢城跡については、地元及び地権者の同意を得て、立木の伐採整備及び見学コースの維持管理を継続している。

## ③ 環境整備事業（案内看板の設置）

令和3年度は、県指定文化財（民俗）焼津神社獅子木遣りの案内看板を県費補助を得て作製した。

## ④ 天然記念物（旭伝院のマツ、臥竜のマツ）の消毒

焼津市指定天然記念物である旭伝院のマツと臥竜のマツ（ともに焼津市保福島に所在）を害虫の被害から守るため、4月23日と5月7日の2回にわたり消毒作業の支援を行った。

旭伝院のマツは、樹齢600年と推定される大木で、樹高が20m以上あるため、中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所の協力により、高所作業車を使用して作業を行った。臥竜のマツは、堂々とした竜が横たわっているような極めて珍しい樹形で、両日にあわせて消毒を実施した。一時は樹勢が衰えていた松であったが、消毒作業のかがあって回復傾向にある。

## （4）焼津市花沢伝統的建造物群保存地区

焼津市花沢地区では平成26年9月の国重要伝統的建造物群保存地区選定後、平成27年度から本格的な保存対策事業を実施している。令和3年度は1件の修景事業を実施した。また、全国の伝建地区では先駆的な試みとなる石垣の補強案を検討する調査を行った。このほか、全国伝統的建造物群保存地区協議会関東甲信越静岡ブロック会議及びまちなみ保存講演会を開催し、石垣調査の状況について全国的に発信した。

### ① 修景事業

令和3年度は、地区内の非特定物件である附属屋

1棟の修景を実施し、地区内の歴史的景観の保存を図った。

### ② 石垣測量等調査

地区内の石垣は花沢地区の歴史的景観の重要な要素となっているが、地震等の災害に脆弱であることが指摘されていた。令和3年度は街道沿いの石垣について、現状を把握し補強案の検討を進めるため、3D測量調査を行った。調査は国士舘大学に委託し、橋本隆雄教授が主導した。11月3日には中間報告として住民説明会を実施した。



### ③ 全国伝統的建造物群保存地区協議会関東・甲信越静岡ブロック会議及びまちなみ保存講演会

12月16日、全国伝統的建造物群保存地区協議会関東・甲信静岡ブロック会議及びまちなみ保存講演会を花沢地区ビジターセンターにて開催した。講演は花沢地区の石垣等調査を委託している国士舘大学橋本隆雄教授に依頼し、花沢地区での調査事例を紹介した。参加者は伝建地区各市町村担当者及び関係者24名で、文化庁の担当調査官と、宮崎県、山梨県、群馬県の5地区がWebで参加した。



## ② 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

地区住民と学識経験者からなる焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会を3回、専門部会4回を開催し、現状及び今後の保存対策事業に関する協議を行った。

### 焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会

開催回数 審議会3回、専門部会4回

開催日	内容
7月4日(日)	<b>第1回審議会【書面協議】</b> 【協議事項】令和2年度以前の保存対策事業について、令和3年度事業計画及び進捗状況について、令和4年度以降保存対策事業計画について
11月14日(日)	<b>第2回審議会</b> 【現地確認・協議事項】令和3年度の事業実施状況について、令和4年度の修理等事業計画について、令和5年度以降の保存対策事業計画について石垣調査について
11月14日(日)	<b>第1回専門部会</b> 【協議事項】令和3年度海野家附属屋修景事業について(現地協議)、令和4年度以降の修理事業について(現地協議)
12月17日(金)	<b>第2回専門部会</b> 【協議事項】修理修景事業の実施状況及び保存対策事業の課題等について
12月23日(木)	<b>第3回専門部会</b> 【協議事項】法華寺本堂及び日枝神社周辺の環境整備について
2月9日(水)	<b>第4回専門部会</b> 【現地調査・協議事項】法華寺及び日枝神社周辺の環境整備について
3月28日(日)	<b>第3回保存審議会【書面協議】</b> 【報告・協議事項】令和3年度の保存対策事業について、令和4年度の保存対策事業計画について

## (5) 花沢地区ビクターセンター管理運営事業

令和2年度に修理を終え公開を始めた花沢地区ビクターセンターを活用する事業を推進した。

新型コロナウイルス感染対策のため閉館した期間もあったが、令和3年度は209日間開館し、6,795人が利用した。

今後は新型コロナウイルス等の状況を確認しながら、施設を活用したイベントを実施していく。

## (6) 花沢城活用推進事業

歴史的な地域資源である「花沢城跡」を、観光関連事業をはじめ歴史探訪やハイキングといった交流人口拡大に繋げる資源となるよう、見学環境を整備するなど活用を促進する事業を展開している。

令和3年度は、令和2年度に引き続き、登山道などに誘導看板を設置したほか、焼津高校書道部の協力を得て花沢城の「御城印」を作成・販売し、周知を図った。

## (7) 関係団体支援

### ① 獅子木遣り保存会

静岡県指定無形民俗文化財「焼津神社獅子木遣り」は、焼津神社例大祭中の8月13日に公開される。神輿渡御行列の先導として、青年に担がれた雌雄一対の獅子の運びに合わせ、手に錫杖を持った華やかな手古舞姿の少女たちが「木遣り」を歌いながら行列の道中を清めて歩く民俗行事である。

獅子木遣り保存会は獅子木遣りの維持保存と継承者の育成を目的に昭和53年に設立された。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、焼津神社の例大祭自体が中止となったため、獅子木遣りの公開事業も中止となった。

### ② 藤守の田遊び保存会

国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」は、大井八幡宮(藤守)において毎年3月17日に実施される例年祭で、その年の豊穰と平和を祈願して行われる芸能である。藤守の田遊び保存会は、田遊びの保存を図るとともに、住民文化の振興に寄与し、明るい市の発展に役立てることを目的に昭和37年より活動している。

令和4年3月17日の公開事業は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、3カ年続けて一般公開は中止となり、関係者のみで実施された。また、舞の奉納に参加する中高生の参加を見合わせ、成人の関係者だけで神事及び「御獅子」や「徳太夫」などの一部の舞を奉納した。

なお、「藤守の田遊び伝承館」(平成30年2月開館)では、毎月第3日曜日の特別公開をはじめ、団体見学などに対応する公開を実施



総事業費 189,200 円  
補助金額 47,000 円

## (8) 文化財保護助成事業

### ① 国指定重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」 保存伝承事業への補助金交付

事業者 藤守の田遊び保存会  
事業名 重要無形民俗文化財藤守の田遊び保存伝承等事業  
事業内容 重要無形民俗文化財  
「藤守の田遊び」の保存伝承及び公開事業等の実施  
(ア) 保存伝承事業（公開事業、保存伝承活動）  
(イ) 伝承館公開運営事業（伝承館の運営）  
実施期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日  
総事業費 1,901,302 円  
補助金額 500,000 円

### ② 登録有形文化財原田家住宅ほか 1件保存修理事業への補助金交付

事業者 一般社団法人 静岡文化財保存活用機構  
事業名 登録有形文化財原田家ほか1件保存修理事業  
事業内容 『登録有形文化財建造物原田家住宅保存活用計画』に沿って事業を実施  
実施期間 令和3年4月1日～令和3年12月31日  
総事業費 13,452,274 円  
補助金額 1,569,000 円

### ③ 焼津神社獅子木遣り民俗文化財保存 ・伝承活用等事業への補助金交付

事業者 焼津神社獅子木遣り保存会  
事業名 焼津神社獅子木遣り民俗文化財保存・伝承活用等事業  
事業内容 県指定無形民俗文化財の「焼津神社獅子木遣り」の案内看板の版面更新  
実施期間 令和4年2月15日～令和4年3月31日

### 3 指定文化財一覧（令和4年3月31日現在）

#### 国重要文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
絵画	けんぼんぼくがたんさいろようだるまず 絹本墨画淡彩芦葉達磨図	一色	成道寺	平成 7年 6月 15日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 52年 5月 17日

#### 国選定 重要伝統的建造物群保存地区

種類	名 称	所在地	選定年月日
重伝建	やいづしはなざわ 焼津市花沢	花沢、吉津及び野秋の各一部	平成 26年 9月 18日

#### 国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	選択年月日
民俗	ふじもり たあそ 藤守の田遊び	藤守	藤守の田遊び保存会	昭和 46年 4月 21日
	ししきや 焼津神社の獅子木遣りと神ころがし	焼津 2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 12月 8日

#### 国の登録有形文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	登録年月日
建造物	はらだけじゅうたく 原田家住宅（主屋、文庫蔵、表門 の3棟）	浜当目	個人	平成 30年 3月 27日

#### 県指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
彫刻	もくぞうしょうかんのんりゅうぞう 木造聖観音立像	花沢	法華寺	昭和 33年 4月 15日
工芸	びぜんおさふねながよし 太刀 銘「備前長船長義」	焼津 5丁目	個人	昭和 31年 10月 17日
	びしゅうおさふねじゅうなりいえ 太刀 銘「備州長船住成家」	焼津 5丁目	個人	昭和 33年 4月 15日
	かげつぐ 太刀 銘「景次」	焼津 5丁目	個人	昭和 38年 12月 27日
民俗	ししきや 焼津神社獅子木遣り	焼津 2丁目	獅子木遣り保存会	昭和 53年 3月 24日

#### 市指定文化財

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	ほっけじ におうもん 法華寺の仁王門	花沢	法華寺	昭和 42年 12月 4日
	りんそういん きょうぞう 林叟院の経蔵	坂本	林叟院	昭和 42年 12月 4日
	かいぞうじ ほんぞんずし 海蔵寺の本尊厨子	東小川 6丁目	海蔵寺	昭和 46年 10月 1日
	りんそういん しょうろう 林叟院の鐘楼	坂本	林叟院	昭和 47年 5月 17日
	おおいじんじゃほんでん 大井神社本殿	保福島	大井神社	昭和 51年 6月 2日
	えいほうじ さんもん 永豊寺の山門	西小川 3丁目	永豊寺	昭和 60年 2月 21日
	こうしゅうじ いしとうろう 香集寺の石燈籠	浜当目	香集寺（弘徳院）	昭和 61年 9月 30日



種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
建造物	なへじんじゃ じょうやとう 那閉神社の常夜燈	浜当目3丁目	那閉神社	昭和61年9月30日
	りんそういん ほうきょういんとう 林叟院の宝篋印塔	坂本	林叟院	昭和61年9月30日
	じょうどうじ ほうきょういんとう 成道寺の宝篋印塔	一色	成道寺	昭和61年9月30日
	わかみやはちまんぐう いしぼし 若宮八幡宮の石橋	中里	若宮八幡宮	平成17年10月20日
	かいぞうじほんどう 海蔵寺本堂	東小川6丁目	海蔵寺	平成27年11月4日
絵画	こうとくいん えま 弘徳院の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	こうしゅうじ えま 香集寺の絵馬	浜当目3丁目	弘徳院(歴史民俗資料館)	昭和47年5月17日
	ちょうとくじごうてんじょう え 長徳寺格天井の絵	飯淵	長徳寺	昭和49年10月30日
	にほんぜんしょうせんまんねんの ず 日本全勝千万年之図	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	かいぞうじ えま 海蔵寺の絵馬	東小川6丁目	海蔵寺	平成9年9月30日
	いっぺんしょうにんえんぎえ だんかん 「一遍上人縁起絵」断簡	東小川6丁目	海蔵寺	平成17年10月20日
彫刻	だいにちどう きっしょうてんぞう 大日堂の吉祥天像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	だいにちどう ふどうみょうおうぞう 大日堂の不動明王像	石脇下	大日堂(歴史民俗資料館)	昭和42年12月4日
	ほうしゃくじ じぞうぼさつぞう 宝積寺の地藏菩薩像	石脇下	宝積寺	昭和47年11月28日
	せいがんじ こうぼうだいしぞう 勢岩寺の弘法大師像	石脇下	勢岩寺(歴史民俗資料館)	昭和48年6月23日
	ふどうみょうおうりゅうぞう 不動明王立像	飯淵	長徳寺	昭和62年2月12日
工芸品	いいのやじんじゃ ろくれいきょう 猪之谷神社の六鈴鏡	関方	猪之谷神社(歴史民俗資料館)	昭和41年9月21日
	じょうどうじ ひやくまんとう 成道寺の百萬塔	一色	成道寺	昭和41年9月21日
	こうしんじ きりん しょう 光心寺の麒麟の笙	東小川1丁目	光心寺(歴史民俗資料館)	昭和42年5月9日
	かいぞうじ すし 海蔵寺の厨子 つけたり すし ないのうにゆうひん 附 厨子内納入品 うちすし 一、内厨子 まも ほんぞん 一、守り本尊	東小川6丁目	海蔵寺	昭和44年12月17日
	わにぐち 鰐口	利右衛門	利右衛門自治会	昭和49年10月30日
	ていぜんいん わにぐち 貞善院の鰐口	焼津6丁目	貞善院	昭和53年1月21日
	ふもんじ はんしょう 普門寺の半鐘	焼津6丁目	普門寺	昭和53年1月21日
	おおみやり めいながよしさく 大身槍 銘長吉作	東小川5丁目	熊野神社(歴史民俗資料館)	平成27年7月24日
書跡	へんがく じょうふざん 扁額「静富山」	下小杉	則心寺	昭和49年10月30日
	わかみやはちまんぐうむなふだ 若宮八幡宮棟札	中里	若宮八幡宮(歴史民俗資料館)	昭和53年9月1日
古文書	かけがわじょうしゅやまうちかずとよ ほんもつ 掛川城主山内一豊の判物	中島	盤石寺	昭和49年10月30日
	いまがわよしもとはんもつ 今川義元判物	利右衛門	利右衛門自治会	平成15年4月4日

種類	名 称	所在地	管理者等	指定年月日
古文書	さかもとさだつぐ こまいかつもりれんしよじょう 坂本貞次・駒井勝盛連署状	石脇下	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	とくがわいえやすしゆいんじょう 徳川家康朱印状	浜当目 1 丁目	個人	平成 19 年 10 月 26 日
	いまがわうじざねしゆいんじょう 今川氏真朱印状	焼津 2 丁目	焼津神社	平成 19 年 10 月 26 日
	りょうかたもうしあわせじょうほうのこと 獵方申合定法之事	北浜通	個人	平成 27 年 11 月 4 日
	りょうかたきていとりきめのこと 漁方規定取極之事	大村 2 丁目	個人 (歴史民俗資料館)	平成 27 年 11 月 4 日
歴史資料	かいぞうじ みとちよう 海蔵寺の御戸帳	東小川 6 丁目	海蔵寺	平成 3 年 2 月 27 日
考古資料	こふかだがたせきせいた かざ 小深田型石製垂れ飾り	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 18 年 12 月 26 日
無形文化財	やいづかつおぶしせうぎじゆつ 焼津鯉節製造技術	上小杉	焼津鯉節伝統技術研鑽会	平成 17 年 3 月 10 日
	きゆうどうぐせいさくぎじゆつ 弓道具製作技術	東小川 6 丁目	個人 (矢製作)	平成 18 年 12 月 26 日
		東小川 5 丁目	個人 (弓懸製作)	
		惣右衛門	個人 (巻藁製作)	
	やいづがさせいさくぎじゆつ 焼津笠製作技術	焼津 6 丁目	個人 (骨組み)	平成 19 年 10 月 26 日
焼津 2 丁目		個人 (スゲ縫い上げ)	平成 26 年 9 月 11 日	
有形民俗文化財	ろくじゅうろくぶかいこく 横山九郎右衛門の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこくかんけい 谷澤兵三郎の六十六部廻国関係 しりょう 資料	下小杉	個人	平成 31 年 4 月 19 日
	ろくじゅうろくぶかいこく 法月三郎兵衛の六十六部廻国 かんけいしりょう 関係資料	三ヶ名	焼津市教育委員会	平成 31 年 4 月 19 日
無形民俗文化財	やま かみまつり 山の神祭	関方地区	山の神祭保存会	昭和 41 年 9 月 21 日
史跡	きゆうさからかいどうあと 旧相良街道跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	えんえいぼうあと 円永坊跡	利右衛門	利右衛門自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ふくしょうざんだいまんじあと 福翁山大満寺跡	下江留	下江留自治会	昭和 49 年 10 月 30 日
	ひやくかまちだあと 百ヶ間地田跡	上新田	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	しずはまむらほかに かそんくみあいつしずはま 静浜村外二ヶ村組合立静浜 こうとうしょうがっこうあと 高等小学校跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	とくがわいえやすこうしょうぎす あと 徳川家康公床机据え跡	宗高	個人	昭和 49 年 10 月 30 日
	い いなおたかうぶゆ い 井伊直孝産湯の井	中里	焼津市	平成 25 年 9 月 6 日
天然記念物	いいのやじんじゃ 猪之谷神社のナギノキ	関方	猪之谷神社	昭和 44 年 12 月 17 日
	がりゆう 臥竜のマツ	保福島	個人	昭和 47 年 5 月 17 日
	ぎょくでんいん 旭伝院のマツ	保福島	旭伝院	昭和 47 年 5 月 17 日

## 5 利用者統計資料

### 1 令和3年度利用者状況

#### (1) 令和3(2021)年度 利用者内訳

利用者内訳	常設展示室	館外展示	講座・講演会	体験学習他
利用者	12,160	0	61	1,630

#### (2) 令和3(2021)年度 常設展示室入館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数	26	22	26	27	22	26	15	25	24	24	20	27	284
小人	199	496	256	412	406	132	110	275	129	171	222	285	3093
大人	603	832	998	1130	810	460	417	1037	705	829	641	605	9067
計	802	1,328	1,254	1,542	1,216	592	527	1,312	834	1,000	863	890	12,160
日平均	8	23	10	15	18	5	7	11	5	7	11	11	9
	23	38	38	42	37	18	28	41	29	35	32	32	23
	31	60	48	57	55	23	35	52	35	42	43	43	32

#### (2) 令和3(2021)年度 常設展示室入場者曜日別統計

	月曜日				火曜日				水曜日				木曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	0	0	0	0	4	12	68	80	4	9	51	60	5	61	127	188
5月	1	55	78	133	3	45	95	140	3	58	94	152	2	3	25	28
6月	0	0	0	0	5	105	205	310	5	17	140	157	4	6	124	130
7月	0	0	0	0	4	73	119	192	4	48	129	177	5	34	114	148
8月	1	13	26	39	0	52	93	145	4	70	138	208	4	66	133	199
9月	1	15	35	50	3	6	46	52	5	6	85	91	5	26	78	104
10月	0	0	0	0	2	5	32	37	2	0	45	45	2	0	24	24
11月	0	0	0	0	5	30	169	199	4	44	126	170	4	6	111	117
12月	0	0	0	0	4	29	73	102	4	5	79	84	4	16	83	99
1月	1	6	48	54	3	4	115	119	4	7	69	76	4	9	58	67
2月	0	0	0	0	3	4	67	71	3	8	60	68	3	37	66	103
3月	1	18	19	37	4	50	81	131	5	36	74	110	5	25	116	141
計	5	107	206	313	40	415	1,163	1,578	47	308	1,090	1,398	47	289	1,059	1,348
日平均		21	41	62		10	29	39		6	23	29		6	22	28

	金曜日				土曜日				日曜日			
	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計	日数	小人	大人	計
4月	3	1	23	24	3	3	33	36	3	10	20	30
5月	2	0	26	26	3	5	26	31	3	10	27	37
6月	4	6	47	53	4	41	75	116	4	48	72	120
7月	5	8	59	67	4	33	128	161	4	66	107	173
8月	4	26	83	109	5	62	169	231	5	132	232	364
9月	4	6	28	34	4	31	73	104	4	50	126	176
10月	4	3	100	103	5	75	183	258	4	59	240	299
11月	4	3	84	87	4	39	198	237	5	88	305	393
12月	4	8	67	75	4	44	123	167	4	29	128	157
1月	4	66	69	135	4	61	234	295	4	99	152	251
2月	3	4	34	38	4	122	148	270	4	92	161	253
3月	4	17	44	61	4	42	125	167	4	47	81	128
計	45	148	664	812	48	558	1,515	2,073	48	730	1,651	2,381
日平均		3	15	18		12	32	43		15	34	50

## 2 履 歴

### (1) 年度別利用者統計

(単位：人)

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習等
昭和 60 年 (1985)	38,139	35,253	1,899	987
昭和 61 年 (1986)	35,450	27,111	6,823	1,516
昭和 62 年 (1987)	31,139	26,988	2,982	1,169
昭和 63 年 (1988)	23,888	19,045	3,977	866
平成元年 (1989)	28,176	20,139	7,414	623
平成 2 年 (1990)	24,848	19,781	4,147	920
平成 3 年 (1991)	22,350	17,462	4,081	807
平成 4 年 (1992)	21,286	16,955	3,554	777
平成 5 年 (1993)	28,484	20,251	6,652	1,581
平成 6 年 (1994)	34,706	18,378	15,064	1,264
平成 7 年 (1995)	36,432	19,609	15,917	906
平成 8 年 (1996)	23,277	15,891	6,654	732
平成 9 年 (1997)	22,057	15,160	6,118	779
平成 10 年 (1998)	25,919	14,194	10,600	1,125
平成 11 年 (1999)	19,688	13,667	5,080	941
平成 12 年 (2000)	15,858	11,302	3,748	808
平成 13 年 (2001)	17,226	12,932	3,689	605
平成 14 年 (2002)	17,833	13,242	2,316	2,275
平成 15 年 (2003)	21,642	13,596	2,282	5,764
平成 16 年 (2004)	19,320	11,457	3,915	3,948
平成 17 年 (2005)	28,953	11,065	13,085	4,803
平成 18 年 (2006)	18,024	10,395	2,218	5,411
平成 19 年 (2007)	16,983	11,479	1,227	4,277
平成 20 年 (2008)	17,238	13,346	433	3,459
平成 21 年 (2009)	17,419	12,451	920	4,048
平成 22 年 (2010)	28,951	15,406	10,529	3,016
平成 23 年 (2011)	16,222	12,650	536	3,036
平成 24 年 (2012)	18,482	14,469	1,506	2,507
平成 25 年 (2013)	17,215	14,171	199	2,845
平成 26 年 (2014)	15,464	12,550	208	2,706
平成 27 年 (2015)	17,817	15,103	102	2,612

年度	利用者総数	利 用 内 訳		
		常設展示室	展覧会等	講演会・体験学習等
平成 28 年 (2016)	16,992	14,469	214	2,309
平成 29 年 (2017)	16,922	14,371	160	2,391
平成 30 年 (2018)	17,243	15,123	171	1,949
令和元年 (2019)	17,851	15,586	192	2,136
令和 2 年 (2020)	10,262	8,844	124	1,294
令和 3 年 (2021)	13,851	12,160	61	1,630
計	813,607	586,051	148,797	78,822

※1 平成 18 年度までは特別展・企画展等は概ね常設展示室以外の会場で開催している。平成 18 年度途中から歴史民俗資料館主催の企画展は主に常設展示室内で開催している。

※2 「常設展示室」の利用者数には常設展示室内で開催した企画展等の入場者数を含む。

※3 「展覧会等」の利用者数は常設展示室以外の会場で開催した展覧会等の入場者数である。特別展・企画展、館外展示、大井川民俗資料保管庫一般公開等のほか、焼津市文化財愛護倶楽部（旧焼津市文化財保存協会。平成 25 年度を以て解散。）と共同開催の郷土資料展（平成 24 年度の開催が最終）の入場者数を含む。

(2) 講演会・体験学習等利用内訳

(単位：人)

年度	講演会		公開講座等		体験学習						出張講座・講師派遣		映画会		計	
					体験教室等		史跡巡り等		クイズラリー							
	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数	回	人数
1985年(昭和60年)	1	120	26	567			3	300							30	987
1986年(昭和61年)	2	180	52	669			3	667							57	1,516
1987年(昭和62年)	3	340	36	670	1	50	5	109							45	1,169
1988年(昭和63年)	4	365	22	471	1	30									27	866
1989年(平成元年)	2	175	10	216	5	182						1	50	18	623	
1990年(平成2年)	2	185	6	150	5	59	4	49				3	477	20	920	
1991年(平成3年)	3	205	8	182	9	120	1	35				5	265	26	807	
1992年(平成4年)	3	150	7	266	10	132	1	52				5	177	26	777	
1993年(平成5年)	2	196	10	420	8	150	2	37				14	778	36	1,581	
1994年(平成6年)	2	156	8	326	8	152	1	38				8	592	27	1,264	
1995年(平成7年)	3	287	7	264	4	83						4	272	18	906	
1996年(平成8年)	2	176	8	387	11	127	1	42						22	732	
1997年(平成9年)	2	200	7	400	7	143	1	36						17	779	
1998年(平成10年)	2	240	8	456	19	392	1	37						30	1,125	
1999年(平成11年)	2	240	6	432	6	259	1	10						15	941	
2000年(平成12年)	4	341	4	211	10	256								18	808	
2001年(平成13年)	2	217	5	259	11	112	1	17						19	605	
2002年(平成14年)	2	189	5	246	8	118	1	31	4	1,691				20	2,275	
2003年(平成15年)	3	295	1	96	10	345	6	116	6	4,912				26	5,764	
2004年(平成16年)	2	217	2	136	9	368	5	94	6	2,766		1	367	25	3,948	
2005年(平成17年)	4	381	2	97	8	398	5	152	7	2,689		6	1,086	32	4,803	
2006年(平成18年)	2	189	3	214	15	462	5	187	6	3,714		3	645	34	5,411	
2007年(平成19年)	3	319	2	166	14	481	3	86	4	2,792		3	433	29	4,277	
2008年(平成20年)	2	185	4	329	13	383	2	28	5	2,534				26	3,459	
2009年(平成21年)	4	337	1	60	13	431	2	42	3	2,562		3	616	26	4,048	
2010年(平成22年)	3	304	3	249	13	505			3	1,958				22	3,016	
2011年(平成23年)	3	226	2	136	11	520	3	68	1	1,937	4	149		24	3,036	
2012年(平成24年)	4	340			7	196	5	92	1	1,563	4	316		21	2,507	
2013年(平成25年)	2	190	1	60	6	168	2	37	1	2,214	6	176		18	2,845	
2014年(平成26年)	3	295	4	244	6	159	7	248	1	1,506	5	254		26	2,706	
2015年(平成27年)	2	189	4	321	8	316	6	110	1	1,385	7	291		28	2,612	
2016年(平成28年)	2	513	3	211	7	231	4	72	1	968	8	314		25	2,309	
2017年(平成29年)	2	189	1	97	7	225	5	104	1	1,266	13	510		29	2,391	
2018年(平成30年)	1	71	4	307	7	261	4	63	1	948	9	299		26	1,949	
2019年(令和元年)	1	82	3	193	8	1,026	3	44	1	583	6	208		22	2,136	
2020年(令和2年)	1	134	2	83	5	130	3	41	1	796	4	110		16	1,294	
2021年(令和3年)			3	136	2	63	4	63	1	1,630	9	460		19	2,352	
計	87	8418	280	9727	292	9033	100	3107	55	40414	75	3087	56	5758	945	79544

※ クイズラリーは、平成23年度より通年開催。

※ 「体験教室等」には、令和元年度からールデンウィーク特別イベントを含む。

### (3) 特別展・企画展開催履歴

#### ① 特別展開催履歴

(単位：人)

年度	名称	期間	入場者数
昭和60年	開館記念特別展 古代静岡考古遺宝展	昭和61年3月2日～3月30日	1,294
昭和61年	開館1周年記念特別展 小泉八雲展	昭和61年7月22日～8月31日	3,232
昭和62年	第3回特別展 大昔の漁	昭和62年11月19日～12月13日	1,528
昭和63年	第4回特別展 日本農耕文化の黎明	昭和63年8月30日～10月10日	2,253
平成元年	第5回特別展 郷土の算学者 古谷道生	平成元年7月22日～8月22日	3,781
平成2年	第6回特別展 小泉八雲展	平成2年9月24日～10月3日	1,624
平成3年	第7回特別展 維新前夜―益頭駿次郎と村松文三―	平成3年7月20日～8月28日	1,399
平成4年	第8回特別展 漁業のあゆみ	平成4年7月17日～8月27日	1,582
平成5年	第9回特別展 以心伝心―通信発達史―	平成5年8月13日～9月5日	831
平成6年	第10回特別展 第五福龍丸―それは平和への願い―	平成6年8月19日～9月16日	2,320
平成7年	第11回特別展 開館10周年、戦後50年平和祈念事業 ―戦後50年の歩み―	平成7年8月11日～9月3日	4,017
平成8年	第12回特別展 玉と鏡	平成8年8月3日～9月1日	2,826
平成9年	小泉八雲来焼百周年記念特別展 八雲とやいづ	平成9年8月1日～8月15日	1,774
平成16年	被災50年特別展 第五福龍丸―平和の願い―	平成16年6月30日～8月2日	2,727
平成17年	開館20周年記念特別展 世界のカブトムシとクワガタムシ	平成17年7月16日～8月7日	11,515
計			42,703

#### ② 企画展等開催履歴（年度は開始年度を表しています）

(単位：人)

年度	名称	期間	入場者数
平成元年	第1回企画展 世界のおもちゃの船	平成2年3月8日～3月29日	2,627
平成3年	第2回企画展 1970～79 OLDIES	平成4年3月21日～4月5日	413
平成5年	第3回企画展 チョウとクワガタ	平成5年7月21日～8月8日	4,193
	第4回企画展 弥生の木工技術―清水遺跡出土品展―	平成6年3月18日～4月9日	1,051
平成6年	第5回企画展 昆虫展―カブトムシのなかまたち―	平成6年4月23日～5月8日	3,136
	第6回企画展 昆虫展 ―かわった形のムシたちとセミ・トンボのなかま―	平成6年7月22日～8月14日	8,108
	第7回企画展 開館10周年 郷土の至宝 ―ふるさと焼津の文化財―	平成7年7月16日～7月30日	1,876
平成7年	第8回企画展 開館10周年 志太の自然展―なかよくしよう志太の自然―	平成7年8月3日～8月6日	8,019
	第9回企画展 懐かしの映画娯楽 ―焼津の映画館の思い出―	平成8年7月13日～7月28日	2,420
平成9年	第10回企画展 焼津の昔ばなし ―語り伝えられたやいづの十六のおはなし―	平成9年7月11日～7月26日	1,273
	春休み企画展 松本零士展(共催)	平成10年3月19日～3月22日	1,814
平成10年	第11回企画展 くるまのおもちゃ	平成10年7月25日～8月16日	4,400
	第12回企画展 たのしい鉄道展(共催)	平成11年3月20日～3月28日	5,336
平成11年	第13回企画展 暮らしを彩る魚たち ルポ まぐろを追う 写真展(共催)	平成11年7月23日～8月18日	2,742
	勢山社仏像彫刻展(後援)	平成12年6月2日～6月3日	1,500
平成12年	第14回企画展 東益津の文化遺産―指定文化財と館蔵品―	平成12年7月20日～8月6日	1,139
	第15回企画展 東海道相撲の旅(共催)	平成13年3月17日～3月25日	731
平成13年	第16回企画展 絵で見る漁業のあゆみ ―焼津漁業変遷絵図展―	平成13年7月20日～8月19日	2,005
平成14年	第17回企画展 小川地区の文化遺産―小川城遺跡出土品展―	平成14年7月20日～8月18日	1,205
平成15年	第18回企画展 収蔵資料展 ―六鵬・道外・雲亭・春水・惟安―	平成15年7月19日～8月10日	1,166
	新春特別公開 香集寺(弘徳院)の絵馬と若宮八幡宮の棟札	平成16年2月7日～2月15日	466

平成16年	秋季一般公開 勢岩寺弘法大師像	平成16年10月15日～11月28日	1,426
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺・弘徳院の絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成17年3月12日～3月21日	426
平成17年	漁業変遷絵図展	平成17年8月12日～8月28日	554
	春季一般公開 焼津市指定文化財寄託資料展 (香集寺絵馬、弘徳院絵馬、若宮八幡宮棟札、勢岩寺弘法大師像)	平成18年3月11日～3月26日	361
平成18年	第19回企画展 思い出の洋画ポスター	平成18年7月22日～8月13日	1,624
	企画展 浜通りと昭和通り(大正町)の今昔	平成19年2月27日～5月25日	2,967
平成19年	企画展 郷土の文化財	平成19年6月5日～8月5日	2,353
	企画展 郷土の算学者 古谷道生	平成19年8月10日～11月11日	4,072
	企画展 持塚彌吉一築港にささげたその生涯一	平成19年11月16日～5月25日	5,223
平成20年	企画展 絵図で見る漁のあゆみ一1 明治・大正編一	平成20年5月30日～8月24日	3,731
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ一2 昭和前期編一	平成20年8月29日～11月24日	4,121
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ一3 昭和後期編一	平成20年11月28日～2月22日	2,562
	企画展 絵図で見る漁のあゆみ一総集編一	平成21年2月27日～2月21日	12,310
平成21年	企画展 焼津市指定文化財展 1 寄託資料	平成22年2月26日～4月18日	1,947
平成22年	企画展 焼津市指定文化財展 2 大井川地区を中心に	平成22年4月23日～6月13日	1,923
	企画展 国の重要無形民俗文化財「藤守の田遊び」写真展	平成22年6月18日～7月25日	1,587
	企画展 なつかしの学校展	平成22年7月30日～10月17日	6,331
	企画展 収蔵資料展 焼津ゆかりの書画家 一六鵬・道外・雲亭・春水・惟安一	平成22年10月22日～2月13日	3,309
平成23年	企画展 焼津の漁業一伝統と技を探る一	平成23年2月23日～7月10日	4,898
	企画展 やいづの昔ばなし 第1部～動物・怪談・災害のお話～	平成23年7月15日～10月10日	4,450
	企画展 やいづの昔ばなし 第2部～信仰・仏像・鉄道のお話～	平成23年10月15日～2月5日	3,183
平成24年	企画展 収蔵資料展一資料が語る焼津の歴史一	平成24年2月10日～5月20日	3,636
	企画展 収蔵資料展一資料が語る焼津の歴史II一	平成24年5月25日～9月30日	5,306
	企画展 焼津の鯉節～その歴史と技術～	平成24年10月5日～1月20日	4,127
平成25年	企画展 祭りで見ると焼津の四季～収蔵資料を中心に～	平成25年1月25日～5月19日	5,206
	企画展 戦時下の人々の暮らし～焼津と戦争～	平成25年5月31日～9月29日	6,083
	企画展 史跡「井伊直孝産湯の井」市指定記念焼津の文化財	平成25年10月4日～1月19日	3,732
平成26年	企画展 焼津と消防のあゆみ～火消組・消防組・消防団～	平成26年1月24日～5月25日	4,111
	被災60年企画展 第五福竜丸一2014年、平和への願い一	平成26年5月30日～9月28日	4,805
	重要伝統的建造物群保存地区選定記念企画展 花沢今昔ものがたり一現代(いま)に息づく歴史の町並一	平成26年10月3日～1月18日	3,745
平成27年	企画展 新収蔵資料展一弓道具・絵図の世界を中心に一	平成27年1月23日～5月24日	3,871
	企画展 焼津を駆けた家康公	平成27年6月5日～9月27日	7,216
	企画展 小川城一遺物からよみとく当時のくらし一	平成27年10月2日～1月24日	4,186
平成28年	企画展 郷土(ふるさと)の文化財一寄託資料を中心に一	平成28年1月29日～5月29日	3,678
	企画展 きてみて焼津の浜通り 一歴史と文化にふれてみよう!一	平成28年6月3日～9月25日	5,548
	企画展 よみがえる軽便鉄道～駿遠線の軌跡をたどる～	平成28年9月30日～1月29日	4,863
平成29年	企画展 平成29年収蔵資料展 「木喰仏と焼津ゆかりの書画家」 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」	平成29年2月3日～5月21日	4,094
	企画展 高草山周辺の文化遺産	平成29年6月2日～10月1日	6,177
	企画展 焼津のお城拝見! 特別展示「井伊家と焼津の深いつながり」 同時開催	平成29年10月6日～1月28日	4,232
平成30年	企画展 焼津市指定文化財展「寺社の宝物と祭り」	平成30年2月2日～5月27日	4,327
	企画展 明治焼津の幕明け 一激動の時代を生きた人々一	平成30年6月1日～9月30日	5,120
	焼津市・大井川町合併10周年記念企画展 大井川地区の文化遺産 一大井川最下流域に生まれた歴史と文化一	平成30年10月5日～1月27日	3,709
企画展 なつかしの焼津 昭和×暮らし×道具	平成31年2月1日～5月19日	7,545	



令和元年	漁業コーナーリニューアル記念企画展 焼津と海 挑戦の歴史	令和元年 5月31日 ~ 9月29日	5,898
	企画展 巡礼の旅 ~廻国の行者と信仰~	令和元年 10月4日 ~ 1月26日	4,332
	企画展 法華寺展・本堂修理記念 「古道に咲く花 受け継がれる祈り」	令和2年 1月31日 ~ 10月4日	5,344
令和2年	企画展 寺社からたどる戦国の焼津	令和2年 10月10日 ~ 1月31日	4,215
	企画展 きになる道具たち	令和3年 2月6日 ~ 5月23日	3,485
	企画展 市制70周年記念「ヤイズ シネマパラダイス◆映画ポスターとまちの記憶」	令和3年 5月29日 ~ 1月30日	8,403
令和3年	企画展 祈りのかたち	令和4年 2月5日 ~ 3月31日	1,753
		(最終期間:令和4年7月3日)	
			263,101

## 6 資料館の資料の動向

### (1) 資料の貸出し

No.	貸出先	貸出資料名	貸出期間
1	ターントクルこども館	木造和船模型、舷窓、エンジンテレグラフ、漁場図、八丁櫓模型2点、木製樽浮き2点、漁網（かご入り）、佐藤道外「明治大正焼津街並み往来絵図」（部分データ提供）、ビン玉11点	6月23日～3月31日
2	大井川公民館	大漁旗4点、ビン玉、和船模型	7月30日～8月18日
3	ターントクルこども館	「焼津漁業絵図」9点	9月10日～9月25日
4	相川歴史継承会	旧大井川町風景写真パネル 12点	11月19日～11月24日

### (2) 資料の提供

No.	提供先	提供資料名	提供日
1	(一社)Plenus 米食文化研究所	藤守の田遊び写真 1点	4月14日
2	(株)エス・エー・ピー	藤守の田遊び写真 4点	4月30日
3	大井川古文書学習会	梨栽培に関する記録 5点	6月4日
4	焼津市地域包括課	焼津の古写真 12点	7月19日
5	株式会社テレビマンユニオン	写真「明治末期新屋海岸からの船出」ほか 16点	7月20日
6	焼津市政策企画課	焼津の古写真 1,302点	7月28日
7	やいづ観光案内人の会	「花沢城陣系図」写真 1点	7月30日
8	個人	写真「立入禁止措置となった第五福竜丸」1点	9月1日
9	シアワセデザイン	写真「焼津漁業絵図」1点	9月9日
10	静岡市立大谷小学校	写真「焼津神社獅子木遣り」 7点	9月23日
11	個人	第五福竜丸関係写真「魚屋店頭でもPRのチラシを掲示」ほか2点	9月28日
12	焼津市政策企画課	写真「焼津市役所旧庁舎」 1点	10月18日
13	東京都杉並区立中央図書館	第五福竜丸関係写真「魚屋店頭でもPRのチラシを掲示」ほか3点	10月22日
14	独立行政法人 日本芸術振興会	藤守の田遊び写真 7点、動画 1点	10月28日
15	第一企画株式会社	藤守の田遊び写真 1点	11月12日
16	焼津市シティセールス課	写真「市制施行を祝う街の様子」ほか 2点	11月19日
17	焼津市地域包括課	焼津の古写真 5点	1月4日
18	静岡新聞社編集局出版部	「大井川絵図（江戸時代）」写真	2月21日

### (3) 資料の閲覧

No.	閲覧者	閲覧資料名	閲覧日
1	個人	近世文書複写（坂本区有文書）23点	4月30日
2	個人	中世文書複写（焼津市所在文書目録掲載個人所蔵）4点	5月23日
3	個人	近世文書複写（坂本区有文書）6点、（策牛村関係文書）3点、（焼津市所在文書目録掲載個人所蔵）4点	8月5日
4	個人	近世文書複写（策牛村関係文書）10点、（旧斎藤家文書）4点	11月4日
5	個人	千歯扱き 3点	11月20日
6	個人	近世文書複写（策牛村関係文書）9点	12月3日
7	個人	近世文書複写（策牛村関係文書）19点	1月12日

#### (4) 常設展示室の借用資料

No.	借用先	借用資料名	借用期間
1	福岡市埋蔵文化財センター	藤崎遺跡出土 58 号甕棺	令和3年4月1日～令和4年3月31日

#### (5) 企画展の借用資料

No.	借用先 (敬称略)	借用資料名	企画展名/企画展開催期間
1	個人	焼津座映画チケット (全期間展示)、東映マンガ祭り割引券、焼津の映画館に関する写真	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
2	個人	隠し砦の三悪人興行優秀賞像 (全期間展示)、焼津の映画館に関する写真	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
3	個人	映画手書き看板 (泥棒成金/エルビスプレスリー/ブリジットバルドー/全期間展示)	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
4	個人	映画パンフレット (後期展示)	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
5	個人	映画手書き看板 (ローマの休日/後期展示)	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
6	個人	映画人の色紙 (中野昭慶氏、佐藤袈裟孝氏、池田誠氏/後期展示)	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
7	焼津市立焼津図書館	映画情報合冊版 (全期間展示)	企画展 市制 70 周年記念「ヤイヅ・シネマパラダイス ◆映画ポスターとまちの記憶」 前期 令和3年5月29日(土)～10月17日(日) 後期 令和3年11月2日(火)～令和4年1月30日(日)
2	大井八幡宮	鬼神面 3 点、獅子面、男面	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)
3	勢岩寺 (当館寄託)	勢岩寺の弘法大師像	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)
4	大日堂 (当館寄託)	大日堂の吉祥天像、大日堂の不動明王像	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)
5	猪之谷神社 (当館寄託)	猪之谷神社の六鈴鏡	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)
6	弘徳院 (当館寄託)	香集寺の絵馬、弘徳院の絵馬	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)
7	個人蔵	万民八重垣守護尊神像	企画展 「祈りのかたち」 2月5日(土)～7月3日(日)

## (6) 受贈資料

No.	寄贈者	受贈資料名	受贈日
1	個人	映画館チラシ(焼津の映画館名入り) 1点	6月12日
2	個人	下江留村高札 2点	6月30日
3	個人	近現代書籍 59点	7月7日
4	個人	2021 東京オリンピック聖火リレーグッズ(帽子、Tシャツ) 各1点	7月9日
5	個人	映画「第五福竜丸」ポスター写真 1点	7月28日
6	個人	昭和20年代魚河岸シャツ着用写真 1点	9月4日
7	個人	映画「第五福竜丸」パンフレット 1点	9月18日
8	個人	六十六部納経帳(江戸時代) 1点	10月12日
9	個人	昭和歌謡、浪花節ほかレコード 一式	11月4日
10	個人	福竜丸関係新聞記事コピー他 8点	11月5日
11	和田公民館	近現代帳簿 一式	11月17日
12	個人	白金カイロ 3点	12月1日
13	港公民館	背負い板 1点	12月9日
14	個人	売薬関係書類(明治期) 45点	12月19日
15	個人	写真アルバム(旧大井川町風景) 1点	1月20日
16	個人	北八橋部農会資料目録 一式	1月25日
17	個人	絵葉書(大正から戦前期) 一式	1月25日
18	個人	小川音頭 レコード、テープ 各1点	2月6日
19	個人	鉄製ヘルメット 1点	2月13日
20	個人	写真アルバム、書類ほか 一式	2月18日
21	個人	貫徹丸模型 1点	3月2日
22	個人	手回しミシン 1点	3月6日
23	個人	蓄音機 1点、レコード 3点	3月9日
24	個人	行幸記念冊子 1点	3月13日
25	個人	変形ロボットおもちゃ 18点	3月13日
26	個人	新焼津音頭レコード 1点	3月23日
27	個人	第五福竜丸ドキュメンタリー番組DVD 1点	3月24日
28	個人	木製物差し 3点	3月31日
29	個人	映画ポスター「男はつらいよ 寅次郎紙風船」 1点	3月31日
30	個人	写真熊野神社大身槍、飯淵不動明王像 各1点	3月31日

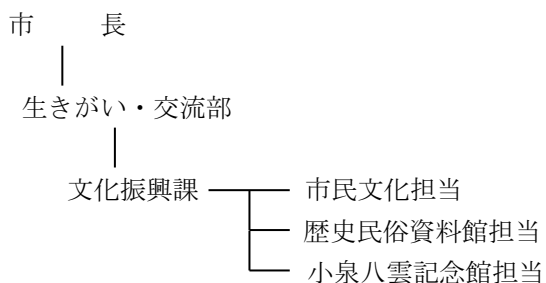
## (7) 受寄資料

No.	寄託者	寄託資料名	寄託期間
1	焼津市立焼津東小学校	掛け軸 7 点(高橋雲亭書 4 点、村松春水書、惟安書、不明)、 風鎮 2 組	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
2	焼津市立焼津西小学校	掛け軸 5 点(沖六鵬書、七才松三書、拓本正気歌、拓本歌 碑、拓本楓橋夜泊)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
3	焼津第 1 自治会二区	近世文書 6 点、軸 (嘉永年間焼津地内絵図)、志太郡焼津町 城之腰焼津地内図面、水路図面焼津町消防組、軸 (志太郡焼 津町焼津耕地整理組合地区確定図)、軸 (静岡縣志太郡焼津 町全畧図)、軸 (大字鰯ヶ島、大字城之腰、大字北新田、大 字焼津)、近現代文書 9 点	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
4	熊野神社	大身槍 銘長吉作	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
5	熊野神社	横矧桶側菱綴二枚胴具足	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
6	光心寺	麒麟の笙、箏、龍笛	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
7	弘徳院	絵馬	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
8	香集寺	絵馬	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
9	若宮八幡宮	棟札	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
10	勢岩寺	弘法大師像	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
11	猪之谷神社	六鈴鏡	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
12	大日堂	不動明王像、吉祥天像	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
13	大井神社	棟札 5 点	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
14	個人	久保山愛吉氏関係資料 1,094 点(弔辞 113 点、弔電 945 点、 手紙 36 点)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
15	個人	第五福龍丸関係資料フィルム 154 コマ、その他フィルム 658 コマ	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
16	個人	高崎古墳群出土遺物 18 点	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
17	個人	漁方規定取極之事	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
18	個人	波除絵図面、絵葉書(明治 43 年 8 月焼津町大洪水実況)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日
19	個人	徳川家康朱印状	令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

## 7 管理運営

### 1 機構と職員（令和3年度）

#### ① 組織



#### ② 歴史民俗資料館担当職員

職名	氏名
課長	山本智美
参事	村松 護
歴史民俗資料館担当係長	鈴木 源
主査	高田佑美
主事	細田和代
主任（再任用）	杉本弘行
会計年度任用職員 （学芸員）	栗田潤美 松永朋佳 藁科優生 堀江庸子（～9月） 丸山博信（10月～）
会計年度任用職員	松永廣行 他 13人

### 2 施設・資料管理

#### （1）歴史民俗資料館

##### ① 歴史民俗資料館資料燻蒸

収蔵資料の保護を図るため、歴史民俗資料館内の全館燻蒸（収蔵庫及び展示室）と業者保有燻蒸庫へ資料を運搬する燻蒸を隔年で交互に行っている。

令和3年度は、歴史民俗資料館の全館燻蒸を実施した。作業は10月23日から28日にかけて、文化財用殺虫殺菌燻蒸剤「エキヒュームS」と防虫忌避剤「ブンガノン」を使用した殺虫・殺卵・殺カビ処理を実施した。

### 3 令和3年度予算

#### （1）文化財保護費

##### ① 歳入

（単位：千円）

事項	金額	摘要
国庫支出金	4,226	伝統的建造物群保存事業費補助金、文化財保護事業費補助金
県支出金	1,796	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲交付金
計	6,022	

##### ② 歳出

（単位：千円）

事項	金額	摘要
文化財保護審議会費	185	文化財保護審議会報酬
文化財保護事務費	2,802	文化財保護活動事業、
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	10,986	地区保存審議会報酬、建造物群保存事業補助
花沢地区ビジターセンター管理運営事業費	1,878	管理運営
文化財保護助成費	2,070	指定文化財補助金
花沢城活用推進事業費	191	竹林等伐採整備事業、「御城印」印刷
計	18,112	

## (2) 歴史民俗資料館費

### ① 歳入

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
諸収入	191	歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等)
計	191	

### ② 歳出

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
歴史民俗資料館事務費	20,515	資料館運営経費、会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,088	企画展示会、講座・講演会、体験学習等開催
計	21,603	

## 4 令和2年度決算

### (1) 文化財保護費

#### ① 歳入

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
国庫支出金	16,219	伝統的建造物群保存事業費補助金
県支出金	1,931	伝統的建造物群保存事業費補助金、権限移譲事務交付金
計	18,150	

#### ② 歳出

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
職員給与費	33,022	職員給与等
文化財保護審議会費	192	文化財保護審議会報酬
文化財保護事務費	1,437	文化財保護活動事業、文化財アンケート調査
花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費	4,663	地区保存審議会報酬、建造物修景事業補助
花沢地区ビジターセンター整備事業費	30,284	修理整備工事
文化財保護助成費	500	指定文化財補助金
花沢城活用推進事業費	2,668	竹林等伐採整備事業、案内のぼり旗設置
計	72,766	

### (2) 歴史民俗資料館費

#### ① 歳入

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
諸収入	158	歴史民俗資料館雑入(自主事業材料費、刊行物売上等)
計	158	

#### ② 歳出

(単位：千円)

事 項	金 額	摘 要
歴史民俗資料館事務費	15,134	資料館運営経費、会計年度任用職員等賃金、資料燻蒸委託料、消耗品等
歴史民俗資料館自主事業費	1,229	企画展示会、講座・講演会、体験学習等開催
計	16,363	

## 1 条例・規則等（令和4年3月31日現在）

### ① 焼津市歴史民俗資料館条例

（平成20年10月7日条例第72号）

（趣旨）

第1条 この条例は、焼津市歴史民俗資料館の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 郷土の歴史、民俗等に関する資料の展示等をし、もって市民の教育、学術及び文化の振興を図ることを目的として、焼津市歴史民俗資料館（以下「歴史民俗資料館」という。）を焼津市三ケ名1550番地に設置する。

（事業）

第3条 歴史民俗資料館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び市民の利用に供し、並びにこれらの情報を提供すること。
- （2） 歴史、民俗等に関する事業を企画し、及び実施すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

（開館時間）

第4条 歴史民俗資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 歴史民俗資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

- （1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日）
- （2） 12月29日から翌年1月3日までの日

（入館の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史民俗資料館への入館を拒否し、又は退館を命ずるものとする。

- （1） 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 集団的に、又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- （3） 管理上支障があると認めるとき。
- （4） その他入館が不適当と認めるとき。

（入館料）

第7条 歴史民俗資料館の入館料は、無料とする。ただし、

特別展等において市長が特に必要と認めるときは、有料とすることができる。

（損害賠償の義務）

第8条 入館者は、歴史民俗資料館の建物、附属設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、入館者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### ② 焼津市歴史民俗資料館条例施行規則

（令和3年3月31日規則第27号）

（趣旨）

第1条 この規則は、焼津市歴史民俗資料館条例（平成20年焼津市条例第72号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（館内利用）

第2条 焼津市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）の所有する郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（第4条の規定により寄託された資料を含む。以下「資料館資料」という。）を館内で利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

（特別閲覧及び資料の館外貸出し）

第3条 資料館資料は、教育、学術若しくは文化に関する機関若しくは団体又は学術研究のためこれを利用しようとする者に対し、特別の閲覧に供し、又は貸出しをすることができる。

2 前項の規定により、特別の閲覧をしようとする場合又は貸出しを受けようとする場合は、焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）申込書（第1号様式）を、あらかじめ市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により申込書の提出があったときは、市長は、これを審査し、適当と認めるときは、申込者に対し焼津市歴史民俗資料館資料特別閲覧（貸出）承諾書（第2号様式）を交付する。

4 第2項の規定による申込みが、次条の規定により寄託



された資料の模写、撮影若しくは転載をし、又はこれらを販売し、その他営利の目的に供しようとするものであるときは、当該資料の寄託者の承諾書を当該申込書に添付しなければならない。

5 資料館資料の貸出しは、その保管について安全が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

(寄贈及び寄託)

第4条 資料館に歴史的資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、焼津市歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申込書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、適当と認めるときは焼津市歴史民俗資料館資料受贈(受寄)書(第4号様式)を交付する。

3 前項の規定により寄託された資料は、資料館所蔵のものと同様の扱いとする。

4 寄託された資料が天災地変その他不可抗力による事故により損害を受けた場合は、市長は、その責めを負わない。

(入館者の遵守事項)

第5条 資料館へ入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。

(2) 騒音又は大声を発する等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 動物又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

(4) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(5) 承認を受けずに広告類を掲示し、又は配布する行為をしないこと。

(6) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。

(7) 所定の場所以外の場所での飲食又は喫煙をしないこと。

(8) 承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。

(9) その他市長が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### ③ 焼津市文化財保護条例

(昭和52年7月16日条例第15号)

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び静岡県文化財保護条例(昭和36年静岡県条例第23号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅、都城跡その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)で市にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(5) 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第4条 削除

#### 第2章 焼津市指定有形文化財

(指定)

第5条 市長は、市内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)

に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者等に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該市指定有形文化財の所有者（以下この章において「所有者」という。）に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財が法第27条第1項の規定により重要文化財の指定を受けたとき又は県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに当該市指定有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第3項の規定による解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第7条 所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 所有者は、特別の理由があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、当該管理責任者と連署のうえ、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

（所有者の変更等）

第8条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は

住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（滅失、損傷等）

第9条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（所在の変更）

第10条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第11条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示し、必要があるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理又は修理に関する指示）

第12条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を指示することができる。

2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があるときは、市長は、当該所有者に対し、その修理について必要な指示をすることができる。

3 前2項の規定による指示に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項の規定を準用する。

（現状変更等の制限）

第13条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な行為を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第14条 所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第11条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市長は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指導及び助言をすることができる。

(公開)

第15条 市長は、所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限つて市の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 市長は、所有者に対し、3月以内の期間を限つて当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 所有者及び市長以外の者が、その主催する展覧会その他の催しにおいて、市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

4 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、第2項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。

5 市長は、第2項及び第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため、第10条の規定による届出があつた場合には、前項の規定を準用する。

7 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷したときはこの限りでない。

(調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管

理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づいてする市長の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 所有者が変更したときは、旧所有者は、指定書を添えて当該市指定有形文化財を新所有者に引き渡さなければならない。

### 第3章 焼津市指定無形文化財

(指定等)

第18条 市長は、市内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを焼津市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 第1項又は第2項の規定による指定又は認定は、前項の規定による告示のあつた日からその効力を生ずる。

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足るものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすることができる。

6 前項の規定による追加認定をするときは、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 市指定無形文化財が法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたとき又は県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものと

する。

4 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

5 前各項の規定による指定の解除又は認定の解除については、前条第3項及び第4項の規定を準用するものとし、第1項及び第2項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に、第3項の場合にあつては当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体と認定されていた団体の代表者に通知するものとする。

（保持者の氏名変更等）

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくは相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であった者）は、市長に速やかに届け出なければならない。

- (1) 保持者が氏名、芸名、雅号又は住所を変更したとき。
- (2) 保持者がその保持する市指定無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障を生じたとき。
- (3) 保持者が死亡したとき。
- (4) 保持団体が名称又は事務所の所在を変更したとき。
- (5) 保持団体が代表者を変更したとき。
- (6) 保持団体が構成員に異動を生じ、又は解散したとき。

（保存）

第21条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形文化財の保存に関し、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

（公開）

第22条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財（市指定無形文化財であつたものを含む。以下この条において同じ。）の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第15条第4項及び第5項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録

の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第11条第2項の規定を準用する。

（保存に対する指導助言）

第23条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

#### 第4章 焼津市指定民俗文化財

（指定）

第24条 市長は、市内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち、市にとって重要なものを焼津市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

（指定の解除）

第25条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失つた場合その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第6条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財に指定されたとき又は県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財若しくは静岡県指定無形民俗文化財に指定されたときは、当該市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示してしなければならない

い。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第 26 条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用)

第 27 条 第 7 条から第 12 条まで及び第 15 条から第 17 条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 28 条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に関し、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 28 条の 2 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第 22 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する指導助言)

第 28 条の 3 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(無形民俗文化財の記録作成等)

第 29 条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開その他保存のため適当な措置を執ることができる。

2 市長は、保存に当たることを適当と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合は、第 11 条第 2 項の規定を準用する。

第 5 章 焼津市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 30 条 市長は、市内に存する記念物(法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたも

の及び県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 5 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。この場合において、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、市長は同条第 3 項の規定による通知に代えてその通知すべき事項を市の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす。(解除)

第 31 条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定されたとき又は県条例第 29 条第 1 項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝若しくは静岡県指定天然記念物に指定されたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定の解除には第 6 条第 2 項の規定を、前項の場合には第 6 条第 4 項の規定を準用する。この場合において通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合は、前条第 2 項後段の規定を準用する。

(標識の設置)

第 32 条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第 35 条で準用する第 7 条の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、規則で定める基準により市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地所在等の異動届出)

第 33 条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地についてその土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第 34 条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更をする場合にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執るとき、保存に影響を及ぼ

す行為をする場合にあつては影響が軽微であるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。
- 3 第1項の規定による許可を与える場合には、第13条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第13条第3項の規定による許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

第35条 第7条から第9条まで、第11条、第12条、第14条、第16条及び第17条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

#### 第6章 焼津市選定保存技術 (選定等)

第36条 市長は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを、焼津市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第18条第3項から第6項までの規定を準用する。  
(解除)

第37条 市長は、市選定保存技術についての保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特別な理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第19条第5項の規定を準用する。

4 市選定保存技術が法第147条第1項の規定により選定保存技術として選定されたとき又は県条例第34条の2

の規定により静岡県選定保存技術として選定されたときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第19条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市選定保存技術に関する準用規定)

第38条 第20条、第21条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。

#### 第7章 焼津市伝統的建造物群保存地区 (決定)

第39条 市長は、市内に存する伝統的建造物群のうち、市にとって重要なものを焼津市伝統的建造物群保存地区(以下「市伝統的建造物群保存地区」という。)に決定することができる。

2 前項に規定する市伝統的建造物群保存地区について必要な事項は、別の条例で定める。

#### 第8章 焼津市文化財保護審議会 (文化財保護審議会)

第40条 法第190条第2項の規定に基づき、焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項並びに文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項に関し、必要と認める事項を市長に答申し、又は建議するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除並びに無形民俗文化財の選択
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- (8) その他文化財の保存及び活用に関する重要事項

3 審議会は、委員10人以内で構成する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨

時委員を置くことができる。

- 4 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 補則

(委任)

第41条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際にこの条例による改正前の焼津市文化財保護条例(以下「旧条例」という。)第3条の規定により任命された焼津市文化財保護審議会委員である者は、この条例による改正後の焼津市文化財保護条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期については、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、山の神祭については新条例第24条第2項の規定により指定された市指定無形民俗文化財とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は新条例第24条第2項において準用する新条例第5条第6項の規定により交付された市指定無形民俗文化財の指定書とみなす。
- 4 この条例施行の際に旧条例の規定により指定されている焼津市指定文化財のうち、公孫樹、ナギの木、ホルトの木、シナノガキ、マツ、マツ(臥竜の松)、平戸ツツジ、リュウキュウツツジについては、新条例第30条第1項の規定により指定された市指定天然記念物とみなす。この場合において、旧条例の規定による指定書は、新条例第30条第2項において準用する新条例第5条第4項の規定により通知された市指定天然記念物の通知書とみなす。
- 5 前2項に規定した以外の旧条例の規定に基づく市指定文化財は、新条例第5条第1項の規定により指定された市指定有形文化財とみなす。この場合において旧条例による指定書は、新条例第5条第6項の規定により交付された市指定有形文化財の指定書とみなす。  
(大井川町の編入に伴う経過措置)

- 6 大井川町の編入の日前に大井川町文化財保護条例(昭和52年大井川町条例第9号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成15年3月31日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月7日条例第74号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。

附 則(令和3年3月24日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ④ 焼津市文化財保護条例施行規則

(令和3年3月31日規則第30号)

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市文化財保護条例(昭和52年焼津市条例第15号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(市指定有形文化財指定申請書及び同意書)

第2条 条例第5条第1項の規定による指定の申請は、市指定有形文化財指定申請書(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第2項の規定による同意は、指定等同意書(第2号様式)によるものとする。

(指定書)

第3条 条例第5条第5項の規定による指定書は、指定書(第3号様式)によるものとする。

(指定書の再交付申請)

第4条 指定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書(第4号様式)に、事実を証するに足る文書又は損傷した指定書を添えて、速やかに指定書の再交付の申請をしなければならない。

(管理責任者選任等の届出)

第5条 条例第7条第3項の規定による管理責任者の選任又は解任の届出は、市指定文化財管理責任者選任(解任)届(第5号様式)によるものとする。

(所有者変更等の届出)

第6条 条例第8条第1項及び第2項の規定による所有者等の変更の届出、条例第9条の規定による滅失、損傷等の届出並びに条例第10条の規定による所在の変更の届出は、市指定文化財所有者等変更届(第6号様式)によるものとする。

(現状変更の許可申請等)

第7条 条例第13条第1項の規定により現状変更等の許可を受けようとする者及び条例第14条第1項の規定による修理の届出をしようとする者は、市指定文化財現状

変更等（届）許可申請書（修理届）（第7号様式）を変更等しようとする日の20日前までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定により現状変更等の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を報告するものとする。

（維持の措置の範囲）

第8条 条例第13条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）焼津市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財をその当時の原状（指定後、許可を受けて現状変更等をした場合にあつては、当該現状変更等終了時における原状）に復するとき。

（2）市指定有形文化財が損傷している場合において、当該損傷の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。

（市指定無形文化財指定申請書及び同意書）

第9条 条例第18条第1項の規定による指定の申請は、市指定無形文化財等指定（選定）申請書（第8号様式）によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が保持者又は保持団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

（認定書の交付）

第10条 条例第18条第3項の規定による通知は、認定書（第9号様式）によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定（認定）（通知）書再交付申請書に、事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

（保持者の氏名変更等の届出）

第11条 条例第20条の規定による保持者の氏名変更等の届出は、保持者氏名変更等届（第10号様式）によるものとする。

（市指定有形民俗文化財に関する準用規定）

第12条 第2条から第6条までの規定は、焼津市指定有形民俗文化財に準用する。

（現状変更等の届出）

第13条 条例第26条の規定による現状変更等の届出は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）によるものとする。

（市指定無形民俗文化財指定申請書）

第14条 条例第24条第1項の規定による指定を受けようとする者は、市指定無形民俗文化財指定申請書（第10号様式の2）を委員会に提出するものとする。

（市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定）

第15条 第2条から第8条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、焼津市指定史跡名勝天然記念物に準用する。

（指定通知）

第16条 条例第30条第2項で準用する条例第5条第3項の規定による通知は、指定通知書（第11号様式）によるものとする。

（標識及び説明板）

第17条 条例第32条の規定により設置すべき標識及び説明板には、次に掲げる事項を記入するものとする。

（1）焼津市指定史跡、焼津市指定名勝又は焼津市指定天然記念物の別及び名称

（2）指定の年月日

（3）説明事項

（4）保存上注意すべき事項

（5）その他参考事項

（境界標）

第18条 条例第32条の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とし、その規格はおよそ13センチメートルの角柱で、地表からの高さは30センチメートルを基準とする。

2 前項の境界標は、指定に係る地域の屈折する地点その他境界線上の重要な地点に設置するものとする。

3 第1項の境界標には、次に掲げる事項を記入するものとする。

（1）上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線

（2）側面 史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界のうち、該当の文字及び焼津市の文字

（標識等設置に関する報告）

第19条 条例第32条の規定により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、設計仕様書、設計図（説明板の設置に係る場合は記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えて、あらかじめ、その旨及び当該工事の着手並びに完了の予定時期を市長に報告するものとする。

（土地所在等の異動の届出）

第20条 条例第33条の規定による土地所在等の異動の届出は、市指定史跡名勝天然記念物所在等異動届（第12号様式）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第21条 条例第34条第1項の規定による許可を受けようとする者は、市指定文化財現状変更等（届）許可申請書（修理届）を変更しようとする日の20日前までに市長に提出するものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により許可を受け



た者に準用する。

(維持の措置の範囲)

第22条 条例第34条第2項に規定する維持の措置の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
- (2) 史跡、名勝又は天然記念物が、損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため、応急の措置をするとき。
- (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部が、損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が、明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(市選定保存技術選定申請書及び同意書)

第23条 条例第36条第1項の規定による選定の申請は、市指定無形文化財等指定(選定)申請書によるものとする。

2 前項の申請書を提出する者が、保持者又は保存団体以外の者である場合は、申請書に指定等同意書を添えなければならない。

(認定書の交付)

第24条 条例第36条第4項で準用する条例第18条第3項の規定による通知は、認定書によるものとする。

2 認定書を滅失し、又は損傷したときは、指定(認定)(通知)書再交付申請書に事実を証するに足る文書又は損傷した認定書を添えて、速やかに認定書の再交付の申請をしなければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第25条 条例第38条で準用する条例第20条の規定により届け出なければならない場合には、第11条の規定を準用する。

(審議会の会長及び副会長)

第26条 焼津市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(審議会)

第27条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係がある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係がある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決す

る。

(審議会の庶務等)

第28条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮って会長が定める。

(台帳等)

第29条 市長は、次の各号に掲げる書類を当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

(1) 市指定文化財台帳(第13号様式) 永年

(2) 文化財等の指定又は選定並びにその異動及び解除に関する書類 永年

(3) その他必要な公文書 5年

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## ⑤ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例

(平成25年3月27日条例第8号)

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号の伝統的建造物群をいう。

2 この条例において「伝統的建造物群保存地区」とは、法第142条の伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存計画)

第3条 市長は、保存地区を決定したときは、焼津市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項

(2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項

(3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項

(4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項

(5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 静岡県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却（仮設の工作物を除く。）

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の

保存のため必要な限度において条件を付することができる。（許可の基準）

第5条 市長は、前条第1項に掲げる行為で次に掲げる基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第5号までの行為については、それらの行為後の地貌ぼうその他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、同項の許可

又は前条に規定する協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- (3) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (5) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (7) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(第3号に掲げるものを除く。)
- (8) 道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (9) 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (10) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (11) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止

を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により第4条第1項の許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第9条 市長は、第4条第1項の許可を受けることができなかったことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第10条 市長は、保存地区内における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(審議会の設置等)

第11条 市長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

3 審議会の委員の定数は15人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 審議会は、必要があるときは臨時委員を置くことができる。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を

罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の刑を科する。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ⑥ 焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

(令和3年3月31日規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、焼津市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成25年焼津市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可を受けようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現状変更箇所の位置図及び配置図
- (2) 現状変更行為に係る設計図書(縮尺100分の1以上のもの)及び仕様書
- (3) 現状変更箇所の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(現状変更行為の許可の決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、許可の可否を決定し、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可(不許可)決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(許可標識の設置)

第4条 前条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為の許可標識(第3号様式)を設置しなければならない。

(現状変更行為の完了届出等)

第5条 第3条の規定による許可を受けた者は、当該許可

に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了(中止)届出書(第4号様式)を市長に届け出なければならない。

(現状変更行為の協議又は通知)

第6条 条例第6条の規定により市長に協議し、又は条例第7条の規定により市長に通知しようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議(通知)書(第5号様式)に第2条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会の会長及び副会長)

第7条 条例第11条第1項の審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の補欠の委員の任期)

第8条 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、伝統的建造物群保存地区の保存に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 焼津市歴史民俗資料館年報 36

— 令和 3 年度 —

発行日 令和 4 年 9 月 30 日  
発行 焼津市歴史民俗資料館  
郵便番号 425-0071  
所在地 静岡県焼津市三ヶ名 1550 番地  
電話番号 (054) 629-6847  
F A X (054) 629-6848